

令和3年度決算審査特別委員会（第3回）

令和4年9月9日（金曜日）午前10時00分開会

○付託案件

- 認定第1号 令和3年度七飯町一般会計歳入歳出決算認定について
認定第2号 令和3年度七飯町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第3号 令和3年度七飯町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
認定第4号 令和3年度七飯町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
認定第5号 令和3年度七飯町土地造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
認定第6号 令和3年度七飯町水道事業会計決算認定について
認定第7号 令和3年度七飯町下水道事業会計決算認定について

1. 各課の聴取について
2. その他

○出席委員（16名）

委員長	平松俊一	副委員長	若山雅行
委員	横田有一	委員	池田誠悦
委員	田村敏郎	委員	稲垣明美
委員	畑中静一	委員	長谷川生人
委員	上野武彦	委員	坂本繁
委員	澤出明宏	委員	中島勝也
委員	川村主税	委員	江口勝幸
委員	川上弘一	委員	青山金助

○欠席委員（0名）

○議長出席の有無 無

○出席説明員（7名）

総務課長	中村雄司	財政課長	青山栄久雄
情報防災課長	庭田昌輝	政策推進課長	花巻亘
税務課長	佐藤恵美子	会計課長	関口順子
議会事務局長	広部美幸		

○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	三浦蒼生		

午前10時00分 開会

○平松委員長 皆さん、おはようございます。
ただいまより、令和3年度決算審査特別委員会第3回目を開催いたします。

今日は、欠席の届出はありません。

令和3年度決算に関わる各課の聞き取りを行いますので、よろしく御協力お願いいたします。

追加資料については、担当課の聴取の前までに提出を依頼しておりますが、間に合わない場合もあります。そのときには後日となりますので、よろしくお願いをいたします。

また、提出のあった資料については、議員としての守秘義務に関わる部分がありますので、くれぐれも注意いただきますようお願いいたします。

それでは、今後の審査方法について、事務局長の説明を受けてから進めさせていただきます。

事務局長、審査方法についての説明をお願いいたします。

事務局長。

○広部議会事務局長 皆さん、おはようございます。

本日からの決算審査特別委員会の審査をよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから、改めて審査方法について説明いたします。

審査に当たっては、課ごとに決算書及び提出資料に基づいて説明いただき、質疑を行います。

本日は、議会事務局、会計課、総務課、財政課、情報防災課、政策推進課、税務課の予定です。

なお、決算審査特別委員会は、後日編集を行い、録画映像をYouTube配信する会議となっておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

○平松委員長 ありがとうございます。

今、局長の説明がありましたけれども、何か質問ございますか。大丈夫ですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 なければ、早速、審査を行いたいと思います。

初めに、議会事務局の審査を行います。

なお、資料は事前に配付されておりますので、資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいと思いますので、局長よろしく願います。

それでは、議会事務局長、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

事務局長。

○広部議会事務局長 それでは、議会事務局所管の令和3年度決算について、共通様式の説明をいたします。

ナンバー1は、事業決算名、議会費です。当初予算額1億543万6,000円、補正予算額は合計でマイナス739万6,000円、予算現額合計は9,804万円、支出済額は9,755万5,694円、不用額は48万4,306円、執行率は99.5%です。

事業決算の具体的な内容については、記載のとおりでございます。例年と比べて特に変わった項目はございません。

補正の減額は、議員の辞職に伴う報酬の減額やコロナ禍により会議などが中止となったことによる旅費の減額、交際費の減額が主な理由です。

次に、ナンバー2は、事業決算名、監査委員費です。当初予算額155万8,000円、補正予算額は合計でマイナス56万6,000円、予算現額合計は99万2,000円、支出済額は99万1,688円、不用額は312円、執行率は100%です。

事業決算の具体的な内容については、記載のとおりでございます。例年と比べて特に変わった項目はございません。

補正の減額は、コロナ禍により会議が中止となったことによる旅費と会議負担金の減額です。

議会事務局の提出資料は、以上となります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 なしということで、それでは質疑を終わります。

以上で、議会事務局に対する審査を終了いたします。

局長ありがとうございます。

次に、会計課の審査を行います。

会計課長、御苦労さまです。

資料の事業決算書の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいですので、御承知おきください。

それでは、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

会計課長。

○関口会計課長 おはようございます。

それでは、会計課の決算審査についてよろしくをお願いいたします。

会計課の提出資料は、共通様式のみになります。お手元の決算書は、一般の62ページから63ページとなります。

2款総務費1項総務管理費4目会計管理費で、事業名も同じく会計管理費となります。この事業予算の目的は、税等の収入金の収納や支払処理のための事務用消耗品等の購入、決算書及び各種支払伝票等の印刷に充てる経費となります。当初予算240万3,000円、予算現額も同額となり、支出済額は225万3,460円、執行率93.8%となります。

支出の具体的な内容は、右の欄に記載のとおりです。

11節役務費の不用額14万9,435円の主な理由としまして、令和3年度から指定金融機関との協議により、公金出納取扱事務に要する費用を負担することとなり、公金出納取扱手数料が見込みよりも件数減になったことによる執行残でございます。

また、需用費、消耗品費が予算不足のため、役務費より4万9,000円を流用しております。これは、支払口座情報を道南うみ街信金へ引き継ぐため、パスワードボタンつきのセキュ

リティーUSBメモリーを購入するためのものでございます。

説明は以上です。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 すみません、課長、私のほうから1点だけお聞きしたいことがあります。

いつも作っていただく決算書とか印刷物の単価がもし分かるのであれば、その年によってページ数が違いますので、大きく差はないと思うのですが、ちょっと教えていただければありがたいです。印刷製本代の内訳ですね。

会計課長。

○関口会計課長 令和2年度の決算書につきましては、1冊6,570円プラス税となっております。

以上です。

○平松委員長 6,570円、1冊ね。ありがとうございました。

ほかに御質問がなければ、終わりたいと思います。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 以上で会計課に対する審査は終了いたします。

会計課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続き、再開をいたします。

次に、総務課の審査を行います。

総務課長、御苦労さまです。

資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいので、御承知おきください。

それでは、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます。

それでは、総務課から資料の説明をさせていただきたいと思います。

最初に、共通様式ナンバー1、決算書のページは54ページから55ページで、事業名は一般管理費（総務行政）となります。当初予算額1,337万5,000円から227万7,000円を減額し、予算現額1,109万8,000円に対し、999万2,314円を支出しております。不用額は110万5,686円で、執行率は90.04%となっております。

事業の説明となりますが、目的、節の執行済額、不用額等は記載のとおりでございます。役務費の予算不足によりまして2万8,000円の流用がありますが、これは函館新聞創刊25周年広告といたしまして函館新聞の広告について管内市町が全て掲載することによって2万7,500円を支出したことによるものでございます。

次に、ナンバー2でございます。決算書のページは56から57ページで、事業名は一般管理費（臨時交付金事業）となりますが、当初予算額はありませんが、407万円を増額し、予算現額407万円に対し、407万円を支出しております。不用額はなく、執行率は100%となっております。

事業の説明となりますが、記載のとおりでございます。新型コロナウイルス感染対応地方創生臨時交付金を活用しまして、行政手続整備支援業務を委託する事業でございます。予算どおりの執行となっております。

次に、共通様式ナンバー3、決算書のページは56から57ページで、事業名は平和事業費となります。当初予算額8万円から6万1,000円を減額し、予算現額1万9,000円に対し、1万8,500円を支出しております。令和3年度は、令和2年度と同様に新型コロナウイルス感染症の影響により広島への平和大使派遣事業を中止しまして、また、平和祈念祭も来賓、参列者を集めないで自由参拝などの簡素な内容となっているところでございます。

次に、共通様式ナンバー4でございますが、決算書のページは56から57ページで、事業名は表彰事業費となります。当初予算額は10

3万3,000円から1万円を減額し、予算現額102万3,000円に対し、85万254円を支出しております。執行率は83.11%となっております。

令和3年度の功労者表彰は、表彰状、感謝状、スポーツ栄誉賞、文化栄誉賞など、個人及び団体で36件を表彰、加えて文化功労賞の受賞者は久保田隆博氏でございました。

次に、共通様式ナンバー5、決算書のページは56から57ページで、事業名は一般管理費（人事行政）となりますが、当初予算額402万3,000円から7万9,000円を減額し、予算現額394万4,000円に対し、392万1,043円を支出しております。執行率は99.42%となっております。

一般管理費（人事行政）は、主に職員厚生に係る経費、人事評価制度の運営支援業務に係る経費が主な支出となります。ほぼ予算どおりの執行でございます。

次に、ナンバー6、決算書のページは58から61ページで、事業名は町長公用車管理費となりますが、当初予算額55万5,000円から14万円を減額し、予算現額41万5,000円に対し、22万4,330円を支出しております。執行率は54.06%となっております。

不用額が19万670円となりますが、これはコロナの影響もあり、町長が出席する会議等が中止となるなど、外出機会が少なくなり、例年よりガソリン使用料の減少によります。また、公用車が高年式となりつつあり、突発的な故障への対応として一定程度の予算を留保する必要があり、整理予算での減額を控えさせていただきました。故障もなく、予算執行できたところでございます。

流用につきましては、公用車搭乗者傷害保険料が前年度と比較し780円値上げに対応したものでございます。

次に、共通様式ナンバー7、決算書のページは62から65ページで、事業名は庁舎管理費となりますが、当初予算額5,439万5,000円に38万2,000円を増額し、予算現額5,477万7,000円に対し、5,316万

8,985円を支出しております。不用額は160万8,015円で、執行率は97.06%となっております。不用額が160万8,015円とありますが、これは例年よりも庁舎燃料費の支出が少なかったことによるものでございます。

次に、ナンバー8、決算書のページは64から65ページで、事業名は庁舎管理費（臨時交付金事業）となります。当初予算額はありませんが、662万2,000円を増額し、予算現額662万2,000円に対し、662万2,000円を支出しており、執行率は100%となっております。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、役場庁舎のトイレのうち、和式を洋式に合計8か所を改修する工事でございます。

次に、ナンバー9、決算書のページは84から85ページで、事業名は選挙管理委員会費となりますが、当初予算額82万1,000円から21万1,000円を減額し、予算現額61万円に対し、59万2,167円を支出しております。執行率は97.08%となっております。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により定期総会や各種研修会が中止となりました。

なお、選挙管理委員会委員長が令和3年9月1日付で変更しており、退職と就任、いずれも9月1日付であり、1日分の費用について条例の規定により、日割計算により対応したものでございます。

続いて、共通様式ナンバー10、決算書のページは84から87ページで、事業名は衆議院議員総選挙執行費となります。当初予算額2,068万9,000円から144万1,000円を減額し、予算現額1,924万8,000円に対しまして、1,920万2,629円を支出しております。執行率は99.76%となっております。10月31日執行の衆議院議員総選挙に要する費用となっております。

次に、共通様式ナンバー11、決算書のページは86から89ページで、事業名は町長・町

議会議員補欠選挙執行費となりますが、当初予算額はございませんでしたが、2,045万8,000円を増額し、予算現額2,045万8,000円に対しまして、1,561万3,381円を支出しております。執行率は76.32%となっており、3月27日執行の町長・町議会議員補欠選挙に要する費用となっております。

不用額がございしますが、かかる費用の支払いの多くは4月以降になることから、3月中に補正予算により減額することが困難であり、やむを得ない状況にあったというところでございます。

ナンバー12、決算書のページは236ページから237ページで、事業名は職員給与費となりますが、当初予算額12億7,348万7,000円から4,918万円を減額し、予算現額12億2,430万7,000円に対し、12億1,173万8,990円を支出しております。不用額は1,256万8,010円で、執行率は98.97%となっております。

職員給与費は、一般会計に属する職員、特別職、一般職、再任用職員の人件費を支給する事業で、主に給料、職員手当、共済費が支出の主なものとなります。

不用額は多少ございますが、ほぼ予算どおりの執行となっております。

次に、ナンバー13、決算書のページは236から239ページで、事業名は会計年度任用職員給与費となりますが、当初予算額2億3,772万3,000円から2,409万6,000円を減額し、予算現額2億1,362万7,000円に対しまして、2億983万200円を支出しております。不用額は379万6,980円で、執行率は98.22%となっております。

会計年度任用職員給与費は、以前は臨時職員として雇用されていた職員を会計年度任用職員に改め任用形態としており、賃金から報酬、または給料として支給するものとなっております。

次に、ナンバー14、決算書のページは238から239ページで、事業名は会計年度任用職員給与費（臨時交付金事業）となりますが、

当初予算額はございませんが、554万円を増額し、予算現額554万円に対し、553万7,874円を支出しております。不用額は2,126円で、執行率は99.96%となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響により解雇または離職された方を会計年度任用職員として採用するため、別枠で随時採用の上、5名の雇用を行ったところでございます。

次に、ナンバー15、決算書のページは238から239ページで、事業名は職員諸費となります。当初予算額は7万2,000円から1万1,000円を減額し、予算現額6万1,000円に対しまして、6万300円を支出しております。執行率は98.85%となっております。

職員諸費は、主に職員の永年勤続表彰30年を計上している事業となります。

次に、共通様式ナンバー16、決算書のページは238から239ページで、事業名は職員研修費となりますが、当初予算額156万6,000円から147万3,000円を減額し、予算現額9万3,000円に対しまして、9万1,863円を支出しております。執行率は98.7%でございます。

職員研修費は、職員の能力開発及び向上を図ることを目的に毎年職員研修計画を定めまして、それぞれの区分に応じた研修に職員を参加させておりましたが、令和3年度は新型コロナウイルスのまん延防止の観点から、遠方で行われる研修参加を控えまして、渡島管内での研修の参加にとどめ、3月の補正予算で93万9,000円を減額しているところでございます。

次に、共通様式ナンバー17、決算書のページは240から241ページで、事業名は職員厚生費となります。当初予算額339万7,000円から55万2,000円を減額し、予算現額284万5,000円に対し、273万2,984円を支出しております。執行率は96.06%となっております。

職員諸費は、主に職員の健康管理に要する経費を計上しているところでございます。

共通様式の説明は、以上でございます。

別途、様式の1から別途の様式については該当がなかったため、今回は説明を省かせていただきます。

また、お手元に、本日お配りさせていただいた資料の中で、七飯町職員安全衛生委員会の開催状況一覧ということで提出させていただきましたので、こちらの資料につきまして説明をさせていただきます。

まず、3年分の議事録の内容でございますが、開催状況の部分について、説明を上の方からさせていただきます。

令和元年度につきましては、6月6日に開催してございまして、会議事項といたしましては、平成30年のストレスチェックの実施結果、また令和元年のストレスチェックの実施についてを議題としております。

また、受動喫煙対策についても会議を開催してございましたが、議事録の内容を精査したところ、データもなく、実は音声データもなく、議事録がなかったというところでございました。この部分については、反省するところでございます。この部分については、会議を開く際には、議事録の整備を今後進めていきたいというふうに思っております。

続いて、令和2年度につきましては、安全衛生委員会の開催ということがされてございませんでした。この部分につきましては、昨年度も決算審査の中で決算不認定になるような大きな要因でございましたので、この部分については、町としても真摯に受け止め、職員の安全衛生について、今後定期的な安全衛生委員会を開催していくということで、町全体として進めるというところで行ったところでございます。

その後、令和3年度でございますが、令和3年11月18日に七飯町職員安全衛生委員会を開催させていただきました。議事録につきましては、閲覧ということでお願いしたいというふうに思っておりますが、令和3年11月18日に安全衛生委員会を立ち上げました。その際に、総括安全衛生管理者であります宮田から挨拶をいただきましたが、会議の冒頭、挨拶の趣

旨といたしましては、9月で安全衛生委員会が開催されていないため、決算不認定となったと。職員の皆様から意見をもらって職場の環境を改善していきたいということでの挨拶があったほか、また月1回の開催というのはなかなか難しいというのがありますが、定期的に会議を行い意見をいただきたいということで、会議をスタートさせていただいたところでございます。

次に、令和3年12月27日の開催は、労働災害の関係で開催してございました。定期的な開催というところで、令和4年1月31日にも開催予定していたところなのですが、現実的には1月27日から3月21日にまん延防止等重点措置期間により、対面での会議というのがなかなか困難で、書面会議により実施いたしました。

続いて、2月28日も同様に、書面会議により実施いたしました。

続いて3月28日ですが、開催予定ではあったのですが、選挙事務の残務整理もあり、未開催となりました。

ただ、別途3月28日には3役部課長会議がございまして、次の2点について、各管理職と情報共有を図ったところでございます。内容といたしましては、超過勤務命令の上限時間等の設定によりまして、職員の健康管理に一層努めていこうという話と、36協定の締結というところを3月31日に締結するというところで、時間を遵守するよう特に注意を願うということで、部課長会議において情報共有をしたところでございます。

参考まででございますが、令和4年度につきまして、4月28日を皮切りに毎月末の月曜日に開催することを基本に定期的実施し、議事録も作成しながら、安全衛生に努めていきたいという考えで現在に至っているところでございます。

資料につきましては、以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 では、3点ほどお伺いします。

まず最初に、ナンバー5で、人事評価運営支援の委託だということなのですが、人事評価をするに当たって、委託をしなければならないような状況について、ちょっと説明をお伺いしたいと。

それから、2点目なのですが、ナンバー7、まず減額をしていますよね。491万8,000円当初予算を減額して、さらに不用額を1,256万円も発生させているということなのですが、この辺についての説明をお願いしたい。

○平松委員長 上野委員、ナンバー7と言いましたけれども、数字が違いますけれども。

○上野委員 ナンバー12ですね、すみません。

4,918万円当初予算を減額して、さらに不用額を1,256万円発生させたということなので、この辺についての少し説明をお願いしたいなということです。

それから、ナンバー13に行きます。これは再任用職員の件なのですが、この件に関しても、2,409万円当初の減額処理をして、さらに不用額を379万円発生させていると。これについての分かるような説明をお願いしたいということです。

よろしくお祈いします。

○平松委員長 総務課長。

○中村総務課長 それでは、3点御質問ありました。お答えさせていただきます。

まず、ナンバー5の人事評価のことでもう少し説明させていただきたいのですが、人事評価の運営支援業務といたしましては、231万円の支出をしております。管理職が部下を評価するといった仕組みでございます。実際、評価するときというのは、やはりシステム上で管理をしておりますと、端的に言いますと、システムを使うための委託の費用となっております。また、システムを使うに当たっても、なかなかすぐ使いにくいところも、使いにくいといえますか操作方法を覚えるだと

かといった部分もあって、新規採用職員の方々が自分の業務内容を入力する際にも、それをサポートする上で業者が研修会を開催するなどしてございます。そういった部分の経費として入ってございまして、いるというような内容でございます。

続いて、ナンバー12とナンバー13の不用額の発生でございしますが、本来であれば、3月の段階でできるだけ整理予算ということで整理したいというのは、私どもも思っているところでございます。ただ、年度末に限って、業務が増える場合だとかもあって、なかなか減額をするという場合に、実際足りなかった場合、予備費対応だとかということも考えられますので、一定程度柔軟に対応できるような予算を確保した上で執行しているというところでございます。

現実的には、私、昔、担当でやっていたときに、ここの部分を大分減額をさせていただいたときに、結果として、時間外手当を足りなくしてしまったという経緯もあって、その際予備費で対応させてもらったこともありましたので、そういったことがないように、一定程度流用させていただいているというところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 上野委員。

○上野委員 当初予算を多めに見積もって予算を組んでいるということなのですが、それにしても、それが途中で大幅な減額補正をして、さらに不用額をかなりの金額で発生させていると。これについては、十分納得のいくような説明でないのですけれども、その辺についてもう少し、例えばナンバー12、1,256万円の不用額を発生させているわけですけれども、そういったことになった主な理由といたしますか、があるのかどうか、もう一度お願いしたいなと思います。

○平松委員長 総務課長。

○中村総務課長 答弁につきましては、先ほどの答えを同じになりますけれども、3月末という業務が大分膨らむ時期もあって、なかなか見

通せないというような状況もございます。

例えば、選挙事務だとかコロナの事業だとかとは別立てをされておりますので、そういった部分については、予算のほうも確認はできますが、この項目につきましては、広く職員を対象としておりますので、全体的に多忙となるような場合には、全体的に時間外手当などが上がってくるということもございますので、一定程度余裕を持ったというところであればいいのかなと思ってございます。

結果といたしましては、3月に整理予算として5,366万9,000円を減額させてもらったのですが、今思えば、もう少し減額をできたのかなというようなところもございまして、やはり3月の整理予算の段階でもう少し精査をした中で、できるだけ執行率を上げていくようなことは今後も進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかに御質問ありますか。

副委員長。

○若山副委員長 それでは、今、上野委員が言ったところも含めてあったのですけれども、2点ほどちょっと確認させてください。

まず、ナンバー16のところで、職員研修費が中止になったので、ほぼ全額減額した上で執行も何もないのですけれども、職員のスキルアップを図るためとあるのですけれども、この研修というのは、中止になって、もう要らないよということなのか、そもそもなくてもいいものなのか。これに代わる代替のものだとか、翌年度に対象人員をまた研修に行かせるとか、その辺の配慮とか何かそういうものを研修の代替というか、研修がもしどうしても必要なものであるとすれば、中止になったものをどういうふうにやろうとしているのかということと。

ナンバー17のところで、産業医報酬とか載っていて、産業医の業務の内容というのですか、コロナが増えたりして、その辺のところはどうかかなというのと、この金額ではちょっと安くないだろうかと。もう少し上げるというか、どの程度

の頻度であれするのか。顧問料として何かあったときに聞くというようなものなのか、それとも何かあれなのかというようなところの考え方を、報酬の考え方ですね、そのこのところをちょっと教えていただきたい。

それと、資料要求した、安全衛生委員会開催状況一覧ということで、七飯町職員安全衛生管理規則というのがあって、そもそも労働安全衛生法に定めるものをやるという前提で進めていて、七飯町が職員のために独自に何かやるということではなくて、法律にこういう定めがあってやるというような流れになっているのですけれども、昨年度の決算特別審査委員会で指摘された内容が、若干改善されているということなのですけれども、特別委員会は9月ですよ。10月にすぐ開催していない、あるいは9月中の開催がないということに対しての、ちょっとなぜなのかということと、そもそも安全衛生委員会に対して嘱託医が入っていないといけないのではないかと。嘱託医も衛生委員に任命されるようなことになりますので、嘱託医がこの会議に入っていないというのは、法律上の要件を満たしていないのではないかなというのがあるのと、毎月開催が大変であれば、法律が改正されて、所定の要件を満たせば2か月とか3か月に1回とかというものでも可能なので、その辺の規定の見直しとか、そういうことをする予定がないのかどうか。

それと、統括安全衛生管理者は、総務部長がなって副町長があれなのですけれども、今度は総務課長が統括安全衛生管理者ということで、いいのかどうかということと、毎月開催すべきところを、令和3年度のものについても、3月28日とか3月分は開催できませんでしたとなっていて、これは必ず開催しなければいけない内容のもので、規定に原則1か月開催、毎月1回以上委員長が招集、開催するとなっているので、その辺のあれがあれであれば規則の見直しするとか、その辺の考え方はどうなのか、ちょっとお願いします。

○平松委員長 総務課長。

○中村総務課長 まず1点目です。職員研修の関係でございますが、コロナの影響もありまし

て、遠方の会議には出席ができませんでした。ただ遠方の会議だけできなかつたということで、ただ管内の会議のほうにはできるだけ出席をするということで、新規採用職員の研修ですとかタイムマネジメントの研修だとか、北斗だとか函館とかで実施する研修のほうには参加させていただき、またオンラインの研修なんかもございまして、特に地域公共交通の関係というのが、北海道内だけでの研修だけではちょっと難しいというところで、東京が主体のオンライン研修なんかにも参加したというところでございます。合わせて11名参加してございましたが、ただ、遠方で行われている会議に出席を予定するような職員については、令和3年度には機会というのをなかなか与えることができなかったというところで、この部分については、令和4年度でできるだけできるような形での研修計画を策定しながら実施しているというところで、去年出られなかったから、それで終わりですということではなくて、次年度に繰り延べして対応させていただいているというところでございます。

次に、職員厚生の17で、産業医の部分のことです。この部分の産業医の報酬につきまして、報酬料が安いのではないのかというようなお話がございました。業務の内容といたしましては、例えば健診などで、例えばストレスチェックなどがあって、高ストレスな状況があるということで職員が悩んだといったときに、仮に町のほうに相談があれば、産業医のほうに相談していただくような流れの中、そういった意味では、顧問料というようなところが近いのかなというふうに思っております。そういった部分での費用ということで、御理解いただきたいというふうに思います。

続いて、別添資料でお配りさせていただいた部分での答弁についてさせていただきます。

まず、9月、10月と末にできたのではないということもでございます。早急にできるだけ頑張つて進めようといった中での準備を進める期間もございまして、できるだけ早く進めたいというところでの11月18日になってしまっ

たというところがございますので、御理解のほどをよろしくお願いいたします。

町といたしましても、この部分については真摯に受け止めて、なかなか短期間で対応できるのは難しいのですが、長期間を見据えた中で実際に取り組む内容でございますので、進めていきたいというところがございます。また、内容といたしまして、構成メンバーでございますが、法的に足りない部分があるのではなからうかというような御指摘もございました。何分委員の構成ですとか、例えば委員会の開催の流れなども、まだまだ不十分で未成熟なところもございますので、そういった部分は今後も見直しを図りながら、会議自体での職員と理事者側また組合等もございますが、そういった意見が出し合えるような環境の場をつくっていくことが重要なというふうに思っております。

あと、それに関連して、規則の改正でございますが、まず規則につきましては、法律を根拠としてございます。例えば1か月が難しいのであれば3か月に一度だとかというような御助言だとかもございましたが、町の安全衛生委員会の開催としては、やはり職員と理事者側との問題共有だとかといったことを主眼に置いて、それが規則改正によることが重要であれば柔軟に対応していくことが好ましいのではないかなというふうに思っておりますので、そういった形で進めていければと思います。

あと、今の統括でございますが、昨年までは総務部長であります宮田がなっておりますが、令和4年度につきましては、部長制がなくなっております。その後、副町長が統括になってございます。ですので、そういったところでなっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 副委員長。

○若山副委員長 研修の件については、中止になった分について遜色ないようにその後フォローするという事なので、それでいいなと思うのですけれども。

安全衛生委員会について、嘱託医を加える必要

があるのではないかなと思っていて、議事録とか出してもらって、出席者とか参加者とかあれしていたのですけれども、その辺については認識はどうなのでしょう。必ずしも全員参加しなくてもいいのだけれども、嘱託医が入っている問題についてどうこうするとか、嘱託医のほうからこういう知識がどうだとか、何かそういう情報提供もあったりするような場なので、だけれども、組合とか何とかの団交とかとは違うので、何もなければ特に何も無いということで、会議をしたということで、何もありませんでしたということで別に構わない。だけれども、何か過労だとか長時間労働だとか、そういういろいろな問題が出たときに、こういう委員会でどのような話をされたかというのは、後で見て、そういうものにきちっと注意をしていたかどうかというのは、町側のきちっとやっていたということを守るものなので、そういう意味では、きちっとやれるような体制をつくっていただきたいと思うので、その辺のところをもう一度お願いしたいと思うのですけれども。

○平松委員長 総務課長。

○中村総務課長 ただいまの嘱託医のことでございますが、委員の構成という部分もございしますが、現実的には、本当に職場環境でこういったことが起きているだとかということで助言をいただける方でやはり嘱託医でございます。そういった方々から意見をいただくということは大変重要なことだと思っておりますので、そういった意見を反映できるような仕組みというのは重要と思っております。例えばですが、会議開催経過などを産業医に一応見てもらって、もうちょっとこうしたほうがいいのではないですかというような意見をいただくようなことは、今後も考えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに御質問はないですか。

すみません、最後に課長、1点だけお聞きしたいのですけれども、今の資料の中で、コロナによって書面会議を開いたというのが2回ありましたね。この書面会議というのは、ズームとかそう

いうのではなくて、どういうやり方をしたのか、ちょっとだけ教えてください。

総務課長。

○中村総務課長 書面会議のやり方ですけれども、端的に言いますと、総務課のほうの人事系のほうで書類を作成させていただきまして、こういった資料を提出させていただいて、こういったことを今後やっていきたいということも併せて記した書類をメールにて送らせていただいております。それで、意見をいただきたいということで進めさせていただきました。

現実的には、書面会議というのは、やはり意見がなかなか出にくいというところもあって、まず1月の段階の書類を後から見たところでいうと、なかなかちょっとなじまないのではないかなというような雰囲気のものも読み取れました。次の2月の段階でいうと、意見もなかなか出てこないの、活発的な意見を行うような場にはなかなか書面会議はなじまないというようなことも見えて、対面がやはりベストだということに思っているところでございます。もしかすると、委員長言うとおりのオンラインというやり方もあるのかもしれませんが、オンラインで準備をするくらいだったら、役場であれば、離れた環境の中でやるほうが対面ではできるのかなというふうに思っております。

いずれにしても、書面会議のやり方については安全衛生委員会はあまりなじまないというふうに思ったところでございます。

以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問は。

副委員長。

○若山副委員長 すみません。先ほどまとめてあれすればよかったのですけれども。

安全衛生委員会が開催されて、法律上はそこで決まった要旨というのですか、働いている人たちにフィードバックするようなことも必要に応じてという形なので、必ずしもないのであるけれども、これだけ開かれたそういうものの内容について、職員のほうにどのようにフィードバックしているのかだけ、最後にちょっとお願いします。

○平松委員長 総務課長。

○中村総務課長 職員にフィードバックというお話がありました。まず、今回、安全衛生委員会の取組を始めた中で、私も勉強させていただいた内容といたしましては、議事録を作成するというのもそうですし、月1回、安全衛生について話し合おうという話もあって、話し合った結果について職員に示すということが重要だということも今回私も勉強しまして、その部分について現実のところを言いますと、職員労働組合のほうからも情報周知をしてくださいというように話していますが、なかなかそこまで教宣紙だとかというのは、周知されていないというところがございます。

町といたしましては、安全衛生委員会を所管しているのは七飯町のほうで行っておりますので、事務局であります私のほうでは、現実的にはまだあまり周知はされておられませんので、職員が目につくような掲示板等で今後お知らせしていくことが重要ではなからうかというふうに思っておりますので、事務改善等を進めていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○平松委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、総務課に対する質疑を終わります。

ありがとうございます。

ちょっと早いですが、11時5分まで暫時休憩を……。 (発言する者あり)

横田委員。

○横田委員 今、副委員長が1回終わってからまた質問したというのがあるので、今までの通例でいけば、1回やって、きちっとそこであとありませんねと言って終わるのが通例になっているのですよね。

またああやって違う質問が出てから、今度、委員長がやった後に、また出るという、そういうのをないようにしてくださいよ。それは、委員長のさばきだと思いますよ。

○平松委員長 分かりました。

○横田委員 お願いします。

○平松委員長 失礼いたしました。

暫時休憩をいたします。

11時10分までにいたします。

午前10時55分 休憩

午前11時07分 再開

○平松委員長 再開をいたします。

次に、財政課の審査を行います。

財政課長、御苦労さまです。

資料の事業決算書の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいですので、そのようにお取り計らいください。

それでは、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

財政課長。

○青山財政課長 それでは次に、財政課が執行しました令和3年度の決算の内容について御説明いたします。

財政課が提出した資料は、決算要求資料の共通様式と様式2の予算流用及び予備費充用の状況となりますので、その内容の審査についてよろしくをお願いいたします。

最初に、決算審査要求資料の共通様式から御説明いたします。

初めに、共通様式ナンバー1、決算書のページは56ページから59ページで、事業名は一般管理費（共通経費）となりますが、当初予算額は2,148万円で、補正予算額、前年度からの繰越額及び流充用額はなく、予算現額2,148万円に対し、1,986万9,246円を支出しております。不用額は161万754円で、執行率は92.50%となっております。

一般管理費（共通経費）は、主に庁内共通物品等の管理、郵便料及び電話料など、事務的経費が主な支出となりますが、令和3年度は、郵便料の不用額が約150万円程度発生しましたので、令和4年度は、執行状況を注視し不用額の発生を少しでも抑えていきたいと考えているところであります。

次に、共通様式ナンバー2、決算書のページ

は60ページから63ページで、事業名は財政管理費となりますが、当初予算額698万6,000円に4億4,335万6,000円を追加し、予算現額4億5,034万2,000円に対し、4億5,029万7,495円を支出しております。不用額は4万4,505円で、執行率はほぼ100%となっております。

財政管理費は、財政運営に関わる経費及び基金への積立てを主に行う事業となりますが、財政管理費で管理する基金の積立金は、令和3年度決算額で4億4,395万2,000円と、前年度と比較して3億7,195万2,000円と大幅に増加しております。増加の主な要因としては、地方交付税の追加交付等により積立てができたもので、この結果、出納閉鎖期日である令和4年5月31日現在の基金残高は、前年度と比較して4億4,774万円増加し、17億6,993万円となっております。

次に、共通様式ナンバー3、決算書のページは62ページから63ページで、事業名は財産管理費となりますが、当初予算額164万4,000に89万6,000円を追加し、予算現額254万円に対し、247万6,082円を支出しております。不用額は6万3,918円で、執行率は97.48%となっております。

財産管理費は、普通財産を適切に管理するための経費となりますが、令和3年度は、事業の財源に充当している温泉使用料がコロナ禍の影響により利用者である鶴雅観光開発株式会社が緊急事態措置により休業を余儀なくされたので、休業分に係る温泉使用料約13万円を減免しております。

次に、共通様式ナンバー4、決算書のページは78ページから79ページで、事業名は地域センター管理費となりますが、当初予算額416万7,000円に33万円を追加し、予算現額449万7,000円に対し、422万1,789円を支出しております。不用額は27万5,211円で、執行率は93.88%となっております。

地域センター管理費は、本町地区、鶴野地区、大中山地区にある3施設の地域センター管

理費で、それぞれの施設には、社会福祉協議会、シルバー人材センター、連合北海道七飯地区連合会が貸室として入居しております。

次に、共通様式ナンバー５、決算書のページは９８ページから９９ページで、事業名は福祉基金費となりますが、この事業は、福祉基金への積立てを行う事業となり、令和３年度の運用利息収入８万３、７０９円を財源に１００万円の積立てを行っております。令和３年度の基金取崩し、基金繰入金はなく、令和４年５月３１日現在の基金残高は９、６００万円で、前年度より１００万円増加しております。

次に、共通様式ナンバー６、決算書のページは１３２ページから１３３ページで、事業名は環境保全事業推進基金費となりますが、この事業は環境保全事業推進基金への積立てを行う事業となり、令和３年度の運用利息収入５万８、７５１円を財源に５８万４、０００円の積立てを行っております。令和３年度の基金取崩しはなく、令和４年５月３１日現在の基金残高は６、７００万円となり、前年度と比較して５８万４、０００円増加しております。

次に、共通様式ナンバー７、決算書のページは１５６ページから１５７ページで、事業名は森林環境譲与税基金費となりますが、この事業は森林環境譲与税基金への積立てを行う事業となり、令和３年度の運用利息収入９６９円の積立てを行っております。令和３年度は基金を活用し、仁山地区の滝ノ沢林道用地取得のほか、森林経営管理委託事業等の財源に基金から６７８万９、２４２円を取り崩しており、令和４年５月３１日現在の基金残高は４９３万３、４３８円で、前年度と比較して６７８万８、２７３円減少しております。

次に、共通様式ナンバー８、決算書のページは２０８ページから２０９ページで、事業名は社会教育施設整備基金費となりますが、この事業は社会教育施設整備基金への積立てを行う事業となり、令和３年度の運用利息収入１２万３、８２７円を財源に９００万円の積立てを行っております。令和３年度の基金取崩しはなく、令和４年５月３１日現在の基金残高は１億５、００

０万円で、前年度より９００万円増加しております。

社会教育施設整備基金については、今後の施設整備の予定もあることから、各年度の財政状況により基金の積み増しを行っていく考えであります。

次に、共通様式ナンバー９、決算書のページは２３４ページから２３５ページで、事業名は一般会計町債償還費（元金）となりますが、当初予算額１２億４、４６１万４、０００円に１億３、６６７万５、０００円を追加し、予算現額１３億８、１２８万９、０００円に対し、１３億８、１２８万８、５５６円を支出しております。不用額は４４４円で、執行率はほぼ１００％となります。

令和３年度の元金償還金は、通常償還が前年度と比較して４０２万５、４７１円減少し、１２億４、１７８万６、５５６円となったほか、令和３年度の普通交付税の追加交付等を活用して、残債が１から２年程度で繰上償還をすることができる金融機関を中心に、令和３年度は１億３、９４８万円の繰上償還を実施しております。この結果、令和３年度末の町債現在高は、前年と比較して約２億３、０００万円減少し、１３億７、１０９万１万円となっております。

次に、共通様式ナンバー１０、決算書のページは２３４ページから２３５ページで、事業名は一般会計町債償還費（利子）となりますが、当初予算額７、６０３万１、０００円から３７８万４、０００円を減額し、予算現額７、２２４万７、０００円に対し、７、１２２万４、４１４円を支出しております。不用額は１０２万２、５８６円で、執行率は９８．５８％となっております。

償還利子については、地方債残高のピークが過ぎたことにより、今後も減少傾向にあり、過去５か年では毎年減少しております。また、不用額が１００万円程度発生しておりますが、こちらは全て一時借入金利子の不用額によるものとなっております。

最後に、共通様式ナンバー１１、決算書のページは２４２ページから２４３ページで、事業名は予備費となりますが、令和３年度の予備

費はコロナ対策を含め、当初予算額を1,000万円とし、最終的に表に記載のある事業に486万9,000円を充当し、513万1,000円の不用額となっております。予備費の使用につきましては、前年度と比較して91万1,000円増加となっておりますが、いずれもコロナ対策によるまん延防止措置、自宅療養者への物資支援等に要する事業や町営牧場のトラクターが故障したことにより牧場業務に支障を来すなど、突発的に発生したもので、それ以外への経費への充当は行っていないことから、今後も予備費の使用につきましては、避け難い事故や突発的に発生した経費などに対して充当するなど、慎重に行ってまいります。

続きまして、様式2の説明となります。

予算流用5万円以上及び予備費充用の状況で、財政課が管理する温泉の泉源のうち、鶴雅観光開発株式会社に使用を認めている東大沼R2の泉源が10年に一度の温泉成分分析の検査が必要とされており、これの予算計上がされていなく、また10年目に当たる更新期限も過ぎており、速やかに更新が必要であったことから、対応可能な事業費から役務費に9万円を流用し、温泉成分分析を行ったところであります。

続いて、財政課の追加要求資料にありました項目について、別にお配りしております資料を基に御説明いたします。

最初に、1の使用料及び手数料の中で、見直し済み一覧及び効果についてとありますが、追加要求資料の1から3は、内容的に第6次行財政改革に関する質問のようですので、行財政改革の取組期間である令和3年度から令和7年度までにおいて決算年度の令和3年度、また令和4年度も引き続き継続している項目ですので、令和4年度の状況も参考に掲載しております。

初めに、使用料及び手数料の見直しでは、現在2項目の見直しを終了しており、下水道使用料の改定につきましては上下水道課が主体となり、従量料金を1立方メートル当たり120円から150円に改定する七飯町公共下水道条例の一部改正条例が可決されており、本年10月

1日から施行されます。

また、学童保育クラブの保育料金も子育て健康支援課が主体となりまして、令和3年度から見直しに着手しており、このたび月額保育料を7,000円から9,000円に改定する七飯町学童保育クラブ条例の一部改正条例を本定例会に提案し、民生・文教常任委員会で審議される運びとなりました。

次に、2の公共施設休館日見直し済みの施設の一覧と効果となりますが、令和3年度は諸般の事情によりまして具体的な見直し作業ができておらず、令和4年度において引き続き検討を行うこととしている項目となります。

見直しの具体的な内容につきましては、右に記載のとおりですが、役場庁舎ほか公共施設の年末年始の休日について、国や北海道及び近隣市町に年末年始の休日期間を合わせるほか、今後、行政事務のデジタル化に対応して見直しが必要となるため、継続して見直しを進めていく項目としております。

次に、3の照明器具をLED化した施設の一覧と効果となりますが、令和3年度は、公共施設のLED化を進めるため、事前に交換を必要とする既存照明器具の台数や取替え可能なLED照明器具の調査、交換する器具の消費電力を調べるための基礎調査を実施しているため、令和3年度にLED化した公共施設はまだございません。この基礎調査を基に令和4年度から具体的に公共施設照明のLED化に着手してまいります。令和4年度は下期施工分として4施設のLED化改修工事を実施いたします。

次に、4の財産収入の株式配当金の内訳ですが、昭和42年7月11日から順次取得したものでございますが、取得した株式会社ドーコン、旧社名は北海道開発コンサルタント株式会社が発行した株券、額面金額は9,000円、取得株数は18株から生じた1株当たり75円の配当金で、18株の合計1,350円となります。

最後に、5の財産収入の町有地売却収入の内訳となりますが、令和3年度において売却をした町有地は合計3か所で、金額は528万9,

527円となりますが、財政課が売払いをした町有地は、1の土地で、売却金額、売却の相手方は資料に記載のとおりでございます。

なお、売却金額ですが、この土地を売却するに当たり、必要となる土地の分割及び測量を買主において実施したため、当初の売却予定金額から分割及び測量に要した費用79万8,000円を控除し、売払いをしたものであります。

また、町有地売払の2及び3の土地につきましては、売払いの担当課において売買事務を進めたことから、内容につきましては、この後の担当課から直接確認いただければと思います。

以上で、財政課の説明を終了いたします。審査のほどよろしく願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 1点だけお伺いします。

ナンバー7なのですけれども、森林環境譲与税の基金の問題なのですけれども、基金の財源としてどうするのか。今回は969円ですか、積立金として計上しております。これまで積立があったのかどうか、基金の残高が幾らになっているのか。それから、今後の見通しとして、基金を積立するための財源はどこからどのような金額が予想されているのか。また何年度まで、どのぐらいの基金にしようとしているのか。また、使用目的は森林環境整備のためだと思うのですが、これを財源として環境整備をしたら、それに見合った財源を利用した事業が計画されているのではないかと思うのですが、現在、森林環境整備はどのようなことが必要だと考えておられるのか、その辺まで含めてお願いします。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 ナンバー7の森林環境譲与税のことについて質問がありましたが、こちらの基金につきましては令和元年に創設された基金でありまして、この財源には、これから来年度以降だったかと思っておりますけれども、発生する森林環境譲与税を財源に基金に積立て、その積立てられた森林環境譲与税基金から森林の保護、育成に関する事業に充てられる事業となりま

す。

こちらにつきましては、今回運用利息として969円の積立てが行われておりますけれども、令和元年度、令和2年度におきまして、先行して国から森林環境譲与税が町に交付されておりますけれども、令和元年度は今手元に資料がありませんので、令和2年度におきましては769万3,711円の積立てを行っております。これにプラスして、運用利息収入を加えた額で積立てが行われるわけなのですけれども、このたびは基金創設されてから3年目に当たりますので、森林環境譲与税基金に積立てられた金額とともに令和3年度において交付される額と合わせて、このたび令和3年度におきましては約1,511万円程度の事業に充てております。1,511万9,000円の内訳としましては、譲与税で833万円、基金からの充当が678万9,000円となっております。主に大きいものとしましては、先ほど言いました滝ノ沢林道用地取得に対して1,239万7,923円を充当しております。

また、今後につきましては、こちら基金の管理は財政課で行っておりますが、事業の使い方につきましては、農林水産課のほうの林務の行政として行っておりますので、内容的にはそちらのほうに合わせながら基金を活用していきたいと考えているところでございます。

また、何年か議会のほうでも議論されましたけれども、町税と一緒に森林環境譲与税として今度は新たに税として加わってきますので、こちらにつきましては、安定的な財源を基に森林環境整備の事業として今後活用されるものと思っておりますので、その点、御理解願いたいと思います。

以上です。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかに御質問ありませんか。

田村委員。

○田村委員 追加資料で出していただいた部分について、ちょっとお尋ねをしたいと思えます。

まず、下水道の使用料ですけれども、私の記

憶では、令和4年6月に条例改正したのではないのかなと思うのですけれども、違いましたかね。ちょっとあれですけれども。

それから、2番目の公共施設、これは単に、道だとか国だとか、あるいは市だとかの休みに合わせるような、そういうニュアンスですけれども、私言いたかったのは、施政方針の19ページにも、税収等の減収が見込まれる中での歳入の確保ということをやっているのですよね。そして第6次行政改革大綱に沿って、将来にわたって持続可能な行財政基盤の構築を図るためとあるのですよ。それからいけば、まず公共施設の休館日というのは、私は、もっと具体的にいろいろ地域に応じて変化するような考え方がかなと思ったら、道だとか国に準拠しながらやっていく。これであれば、金額は関係なくなるのではないですか。ここに書いてあるような歳入の確保なんていう言葉は、出てこないのではないですか。

それからもう一つには、LED化についても、まずお聞きしたいのは、基本調査というのはどのような調査なのか、そして幾らかかったのか、これも教えていただきたいと思います。基本的には、基本調査をしてから令和4年度からというような話ですけれども、これはもっともっと早くやるべき話でなかったのですかね。そういう意味からすれば、相対的に、私から言わせれば、施政方針のうたい文句に沿っていないということですよ。こちら辺の考え方をもう一度ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 1点目の下水道使用料の改定とありますけれども、こちらにつきましては、令和3年第4回定例会12月議会で提案されものと、こちらのほうでは記憶しておりましたけれども、その後、3月に可決されたあとに、今5回にわたってこれの改定に関するお知らせを今広報で流しているかと思しますので、こちらにつきましては、令和3年度中での改定だったと記憶してございます。

次に、公共施設の休館日の見直しですけれど

も、こちらは2段階の考え方をしております、該当施設と個別施設とあるように、まず該当施設というのは、役場を含め、町の年末年始の休日が12月31日から1月5日になっております。こちらは、今後の国のデジタル化や、また、こちら辺の民間企業とも合わせながら考えますと、この期間を12月29日から1月3日に変更することが先行して必要ではないかと考えておまして、こちらを今検討中ということになります。

これが整い次第、今度は個別施設として公共施設の年末年始の見直しを、例えばいろいろお客様が来る、来館するというのもありますが、この施設がそもそも例規上に規定がない施設などがあつたりとか、そういうものもありますので、こちらの見直しも含めまして考えていきたいと。

さらに、公共施設の個別施設の中でまた新たな休館日が設定した場合には、できた場合には、そちらの日が施設のメンテナンス日やそういうものに充てながら、施設の長寿命化も図るための休館日の設定として考えているところでありますので、そういう形での歳入の増収のためにやることではなくて、まず施設の在り方の検討が必要ではなかろうかという考え方から、これを進めていきたいというふうに考えております。

また、LED化の基本調査に関しましては、町にはたくさんの施設があります。これを一つ一つLED化を進めるためには、既存照明器具の種類とか蛍光灯の本数とか器具の台数を最初に調査する必要があるとございます。その調査に基づいて、例えばどのくらいの工事費がかかるのかの事前調査としましては、例えば産業廃棄物になる数量とか容量、処分費、運搬費の算出とか、改修場所の床面積より養生費だとかというものをもまず基礎調査として拾い、その後、照明器具のLEDに交換するための照明器具の種類と台数、もしくはそれを交換するためのLED照明が該当するものの価格を参考にするとか、もしくはLED照明の1本の消費電力が最初に工事を進めるためには必要となりますので、こ

これらの内容を調査するために令和3年度におきましては、これを進めて行ったということになります。

金額につきましては、64万3,500円で調査をさせていただき、これから改修効果の高い4施設について、令和4年度から順次改修するというので、長い目で見る公共施設の照明器具はまだまだたくさんございますので、これを最初のスタートとして、これから順次、取り進めてまいりたいという考え方になります。

また、施政方針に載せたと言いますけれども、こちら施政方針の中では、使用料及び手数料の見直し、公共施設の給与管理の見直し、照明器具のLED化などにつきましては、行財政改革項目から拾い上げた項目の内容でございますので、令和3年度から第6次行財政改革期間である令和7年度の間において取り組むべき事項を載せておりますので、これに沿って進めてまいりたいというような考え方でございます。これが令和3年度で全てできるというようなものではなかなかなく、決して難しいものと考えておりますので、引き続きそれを進めていくための取り組みを継続してやっていきたいというふうな考え方でございますので、御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 調査委託料というのですかね、これが54万何ぼでしたよね、今。これは何番目に書かれているのですか、この説明資料の。

○平松委員長 田村委員、それだけですか。

○田村委員 はい。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 共通様式のことではございましたら、ナンバー3の財産管理費で、こちら12節委託料、公共施設LED化基礎調査委託料、こちらにまとめた金額が載っておりますけれども、こちらの調査委託料については64万3,500円となります。

以上です。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかに。

横田委員。

○横田委員 追加資料の4番の財産収入の株主配当金ということで、決算書の394ページに有価証券ということで、道コン、北海道畜産公社、株式会社コンサドーレとあるのですが、三つあるのですが、道コンだけ配当金があるということで、あとの2社にいつは配当金がないということではないのですか。というのが1点。

5の財産収入の共有地売払収入の1番の大川387番49、938平米、28万円。この中には測量代は買主の方が持つということだったので、町は、こういう土地を売るとか買うというときは、前はよく公募とかは広報に載せてやるよとかあったのですが、最近あまり広報見ても出てこないよねというのがあって、こういうのはどうやって探して、欲しい人がこうやってほしいというふうに役場のほうに来ているのかというのがちょっと分からないので、そこを教えてくださいなというふうに思います。

それから、今の価格が適正か適正でないのかというのは、どうやって出しているのかという、それをお願いします。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 今回の株式配当金ですが、こちら有価証券として3社から持っているので、今回配当金受けられたのはどうか、過去これまでもそうですけれども、1番のそこだけしかございません。

次に、土地の売払いですけれども、財政課が売払いました1番の土地につきましては、こちらは、既に賃貸借契約で締結して貸し出ししていた土地で、これは大川のスズランコート左隣にあるちょっと空いた土地を長年にわたって借りていた借主が、今回買いたいと来ましたので、その方の周りが所有地なものですから、隣接されているもので、今回はそのような形で売却ができたということになります。

今回この土地につきましては、きちんと仮評価をしまして、平米当たり1,400、金額はここでちょっとあれですけれども、そういうよう

な仮評価をしてございまして、雑種地なものですから、その程度の金額にしかならんということで、そういうような算定をしながら売却を進めたということになりますので、御理解いただきたいと思えます。

○平松委員長 広報とかに載せないのかという質問もありましたけれども。

財政課長。

○青山財政課長 今回は隣接地なものですから、広報に載せるまでもなく、また貸借対照表、これまでも継続してされていた方なので、こちらもその方が買っていただければというような思いもありましたけれども、今回はそういう随意契約の中で、その関係者の土地に隣接している土地が売却できるということになりますので、今回は公募がなかったということになります。

普段売る場合につきましては、広報の手続などによりまして売却を進めていくというのは従前の方法と変わりはございませんので、その旨御理解いただきたいと思えます。

以上です。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 そうすると、今回今まで借りていた方が買うということになったよということとは、今度は、土地の貸付金収入は減額になるということでもいいですね。それだけ。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 この土地につきましては、売買契約が成立する前までは賃貸者契約で行っておりますので、その後は、この分についての賃貸者契約の金額はなくなります。

以上です。

○平松委員長 ほかに御質問ありませんか。

副委員長。

○若山副委員長 1点だけです。

ナンバー3のところ、一番最後の資料の充当額で9万円とあって、説明の中では、本来やるべき温泉の検査を10年に一遍しなければいけないということで、その分予定していなかったので9万円ここで充当したということなのですけれども、当初予算額を見ると、役務費の中

で手数料1万円、建物災害共済保険料として7万1,000円上げていて、当初1万円を温泉の調査で充てる予定だったのだけれども、金額が足りなかったのか、1万円はまた別な用途のものだったのか、そこのところで全くなかったものを温泉成分分析手数料ということで、なかったものをあれしたのか、不足したものを補ったものなのか、そこのところの考え方をちょっと教えてください。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 当初、役務費に予算で上げていた分については全く別のもので、今回の温泉成分分析手数料につきましては、10年に一度ということであったため、財政課のほうにおいては失念していたというか、忘れていたものですので、全く別な金額が発生したことから、言葉はちょっとあれですけれども、急いでかき集めて、これの成分分析を速やかに行ったということになります。今後はこういうことがないように、10年後ですので、普段から見やすい場所に貼るなどして、これを対応してまいりたいと思っておりますので、この件につきましては、財政課の全くのミスでございました。

以上です。

○平松委員長 副委員長。

○若山副委員長 それについては、当初手数料の1万円とかは、そうすると使わなかったと、不用だったということで、トータルで10万円を温泉のあれで使ったということよろしいのですか。

○平松委員長 財政課長。

○青山財政課長 当初の1万円の積算した中身につきましては、ちょっと今手元にございませんけれども、かかった経費につきましては9万9,000円ですので、これと流用した金額9万円を合わせて9万9,000円を支払いすることができたということになります。

何らかの発生する理由から手数料とかは、不測の事態のために1万円程度は当初予算のほうに置いて計上されているものもございしますので、そのものと活用しながら流用して、今回はお支払いすることができたということになります。

す。

以上です。

○平松委員長 ほかに御質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 すみません、私、1点だけあるのですが、先ほど、横田委員の質問に対しての御答弁は、借地されていた方が土地の購入をしたので評価額で売買が成立したという御説明でしたが、本来、例えば広報とかに載せてですね、例えば同じ土地を複数の方が買いたくなった場合というのは、町は今どういう対応をされるのですか。例えば入札をすとか、そういうことはどうなっているのですか、今。

財政課長。

○青山財政課長 このたび土地の件とは別に、町が遊休地として売払いをかける場合につきましては、当然そういう手続、例えば広報なりという手続をもって町有地の売払いを進めるという事務については、これまで同様に変わりはありません。

今回は、隣接で、しかも長年使っていた土地なものですから、そういうような形で賃貸者契約を改めまして売買契約としたいということの流れだったものですから、そういうような形で売買が成立したという話になります。

以上です。

○平松委員長 御説明は分かるのですが、町の資産をできるだけ、簡単に言えば、高く売ってもらいたいというのは町民の要望だと思うのですが、長年借りてきた方が優先権があるので、その方に評価額に見合う金額だったので売払いをしましたというのは、ちょっと違うのではないかなと思うのですけれどもね。一応広く求めて、その中で誰も参加しないのであれば話は分かりますけれども、もし欲しい方がいたら、やはり少しは競争していただいて、少しでも高く売るとというのが町の基本的な考えではないかなと思うのですけれども、その点についてはどうですか。

財政課長。

○青山財政課長 今使用されている方がおりましたので、今回はその方が長年使用されたもの

ですから、そういう話であればということになりましたけれども、委員長おっしゃるとおり、入札にして売り払うということも一つの考え方で、それは基本的な考え方であるとは思っておりますので、そういう利害関係があまり極力ないような土地であれば、そのような形での手続にのっとって行いたいと思っておりますけれども、このたびの土地につきましては、長年その方がずっと使用されて、なおかつその場所に居を構えたり、事務所を構えたりして、現に使われていたものですから、そのような形での内容になったということで御理解いただきたい思います。

以上です。

○平松委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を終了いたします。

以上で、財政課に対する審査を終了いたします。財政課長、ありがとうございます。

続きまして、情報防災課の審査を行います。

情報防災課長、御苦労さまです。

資料の事業決算書の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

情報防災課長。

○庭田情報防災課長 それでは、情報防災課の令和3年度決算審査要求資料について御説明申し上げます。

要求資料について、情報防災課は、共通様式のみとなっております。様式番号のついた資料はございません。

それでは、早速ですが、共通様式のナンバー1から御説明申し上げます。決算書ページ数は一般の58から59ページ、款項目は、総務費、総務管理費、一般管理費、事業決算名は総務公用車管理費となります。当初予算額327万円に対し、補正予算額12万8,000円の増額です。補正の主なものは、その下の枠内に記

載のとおりです。予算現額計が339万8,000円、支出済額が336万6,920円、不用額が3万1,080円で、執行率が99.1%となっております。

この事業の目的なのですけれども、公用車の一元管理を行うための費用となっております。

歳入については、特にございません。

具体的な内容は、枠内に記載のとおりです。

続きまして、ナンバー2、決算書ページ数は同じく58から59ページ、款項目は、総務費、総務管理費の一般管理費、事業決算名は町有バスの管理費となります。当初予算額277万6,000円に対して、補正予算が78万円の減額、補正の主なものは、下の枠内に記載のとおりです。予算現額計は199万6,000円に対し、支出済額173万7,645円、不用額は25万8,355円で、執行率は87.1%となっております。

こちらの事業の目的は、町有バスあかまつ2台の運行管理を行うための費用となっております。

具体的な内容については、記載のとおりとなっております。

続きまして、ナンバー3、決算書ページ数は64から67ページ、款項目は、総務費、総務管理費の電算管理費、事業名は電算管理費となります。当初予算額1億7,614万4,000円に対して、補正予算額が2,648万7,000円の増額補正です。増額補正の内容につきましては、下の枠内のとおりとなっております。予算現額計が2億263万1,000円、支出済額が1億7,420万7,270円、翌年度へ繰り越した額が2,325万2,000円となっております。不用額が517万1,730円で、執行率は97.4%となっております。

こちらの事業の目的なのですけれども、業務上必要な電算関係に係る運営を円滑に行うためとなっております。具体的な内容は、その下に記載のとおりでございます。

あと、歳入なのですけれども、左下の歳入の枠内にありますとおり、それぞれ歳入が入っております。

続きまして、ナンバー4になります。決算書のページ数は66から69ページ、款項目は、総務費の総務管理費、電算管理費、決算名は光ケーブルの設置管理費となります。当初予算額357万6,000円に対し、補正予算額466万6,000円の増額補正です。補正の内容については、下の枠内のとおりとなっております。予算現額計が824万2,000円に対し、支出済額が810万6,536円で、不用額が13万5,464円、執行率が98.4%となっております。

こちらの事業目的なのですけれども、藤城、峠下、大沼地区に埋設してある光ケーブルの運営に係る経費となっております。その下の米印にありますとおり、役務費の予算不足のため使用料及び賃借料から1,000円流用しております。

あと歳入につきましては、左の枠内のとおり、地域情報通信基盤使用料と支障物件移転補償金の歳入が入っております。

続きまして、その下、ナンバー5になります。決算書のページ数は68から69ページ、款項目は、総務費の総務管理費の電算管理費の中の決算名が光ケーブル設置管理費（臨時交付金事業）となっております。こちらは、当初予算額、補正予算額ともにありませんが、前年度から繰り越した金額が1,989万円ありまして、予算現額1,989万円に対し、支出済額412万8,000円となっており、不用額が1,576万2,000円となり、執行率が20.8%となっております。

こちらの事業の目的なのですけれども、豊田地区及び鶴野地区の光ケーブルを整備する事業となりまして、内容については、枠内のとおりなのですけれども、その下の米印にありますとおり、高額の不用額が生じているのですけれども、NTTのほうで当初積算した経費が非常に高く、実際に行ったときの経費が大幅に下がりました。それに伴って七飯町に求められた負担額も大きく下がったために、多額の不用額が生じております。

あと歳入については、左の枠内にありますと

おり、新型コロナウイルス感染症の地方創生臨時交付金412万8,000円を充てております。

その下、ナンバー6です。決算書のページ数は186から187ページ、款項目は、消防費、消防費の消防施設費、決算名も消防施設費となります。当初予算額6億366万6,000円、補正予算額が18万7,000円の減額です。補正の内容は、下の枠内のおりです。予算現額計が6億347万9,000円に対し、支出済額が同額となっており、不用額ゼロ、執行率100%となっております。

こちらは、七飯消防署の運営を図るために南渡島消防事務組合に支払う負担金となっております。

その下、ナンバー7です。決算書のページ数が一般の186から187ページ、款項目は、消防費、消防費の災害対策費、事業決算名が災害対策費となります。当初予算額186万9,000円に対し、補正予算が25万6,000円の減額です。補正の内容は、下の枠内のおりです。予算現額計が161万3,000円、支出済額が151万1,966円で、不用額10万1,034円、執行率が93.7%です。

こちらの事業目的は、災害予防及び応急対策を円滑に行うための予算となっております。具体的な内容は、下に記載のおりです。

こちらの歳入についても、左下の枠内のおり自衛官募集事務委託金と地域づくり総合交付金が入っております。

続きまして、ナンバー8となります。決算書のページ数は186から189ページで、款項目は、消防費、消防費の災害対策費で、事業決算名が災害対策費（臨時交付金事業）となっております。当初予算額はありませんでした。補正予算として341万円の補正があります。補正の内容については、下の枠内に記載のおり、3月議会において344万8,000円増額補正と、9月において3万8,000円の減額ということで、予算現額計が341万円、支出済額も同額の341万円で、不用額ゼロ、執行率は100%となっております。

こちらの事業なのですけれども、避難所等の新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、避難所として指定されている各種施設の水道のハンドルの取替えの業務を委託しております。

こちらの歳入につきましては、左下の枠内にありますとおり、コロナウイルスの地方創生臨時交付金を全額充てております。

続きまして、ナンバー9、決算書ページ数は188から189ページ、款項目は、消防費、消防費の災害対策費で、事業決算名、防災行政無線整備管理費となります。本年度の当初予算額は242万7,000円、補正予算については19万4,000円の減額です。補正予算の内容は、下の枠内のおりですが、前年度から繰り越した額が4億8,663万3,000円ありまして、予算現額計が4億8,886万6,000円、支出済額4億8,045万9,154円、不用額が840万6,846円で、執行率が98.3%となっております。

こちらの事業の目的については、昨年度更新した防災行政無線施設の維持管理を円滑に行うためとなっております。具体的な内容は記載のおりなのですけれども、流用につきましては、使用料及び賃借料の予算不足のため需用費から2万9,000円、役務費予算不足のため需用費から2万円流用を行っております。

特定財源については、左の枠内のおり災害対策等整備事業債のほうから4億7,820万円の歳入を充てております。

最後、10番なのですけれども、決算書のページ数188から189ページ、款項目は、消防費、消防費の災害対策費、事業決算名は国民保護対策費となります。当初予算額30万9,000円、補正予算額は2万9,000円の減額となり、予算現額計が28万円に対し、支出済額27万5,000円、不用額5,000円で、執行率98.2%です。

こちらの事業なのですけれども、災害予防及び応急対策を円滑に行うためということになっております。

情報防災課の資料の説明は以上となります。

で、御審議のほどよろしくお願いいたします

○平松委員長 暫時休憩をいたします。1時より再開をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

○平松委員長 それでは、休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

情報防災課長の説明が終わっていますので、質問を受けたいと思います。

川村委員。

○川村委員 資料のナンバー9の防災の関係なのですが、12番の委託料の繰越の部分ですね、委託料の中に、今回、個別受信機の部分というのも多分含まれているのですが、個別受信機の関係でお伺いしたいのですが、令和3年度に何世帯個別受信機を、たしか郵送されていると思うのですが、何個郵送して、去年たまたま聞いたら、実際本人が使わないということで戻されている分があるかと思うのですが、その分が実際何個戻ってきているのか、そこをまず教えてください。

○平松委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 個別受信機の配付数なのですが、今年の7月時点で3,269個配付しております。そのうち返却数が1,153個戻ってきております。これは必要ないというか、そういうことで返却という形で戻っております。

以上です。

○平松委員長 川村委員。

○川村委員 多分3,260世帯だと思うのですが、多分高齢者のお宅とか独り暮らしの高齢者のお宅に郵送されていると思うのですが、私も、昨年、何軒か回ったときに、結構戻しているという話を聞いたものですから、今回聞かせていただいているのですが、今でいくと3分の1が戻ってきているという状態で、今回委託料のかなりの金額の中で個別料の部分が幾らぐらい占めているのか分かりませんが、せっかく防災のために使っていたきたいというのが、ほぼ3分の1戻ってき

ているという部分の中で、少し問題があるなど。

どこか早く改善しなければなりませんし、国費入っているにしても、やっぱり税金入っていますので、この先どういうふうに、例えば戻ってきている分について、まだ配っていない世帯に先送りして配付を行うとか、そういった何か考えがあるのかお伺いしたいです。

○平松委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 配っている世帯の中には、必要ないですとか、あとは使ってみただけでもうるさいですとか、様々な苦情、御意見をいただいております。その中で、町としても丁寧に説明して、緊急時のためのものですのでできればという形でぜひ使っていただきたいと説明はしているのですが、どうしてもという方に関しては町のほうで回収しております。結果、多くの在庫を抱えていることになるのですが、そちらに関しては、今後、高齢になる世帯、年齢が到達して高齢の該当になる世帯のほうに配ってはいくのですが、そのほかに、例えば若い世帯でも募って希望の方に配っていくですとか、そういうようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○平松委員長 川村委員。

○川村委員 3,260世帯対象で郵送しましたが、残っている分とは別に、今後また個別受信機を配付する予定が今あるのかないのか。すみません、1点。

○平松委員長 情報防災課長。

○庭田情報防災課長 今現在では、具体的に配付する予定というのはございませんが、今後、希望を募って配付していく方法ですとかを検討していきたいという段階でございます。

以上です。

○平松委員長 防災課長、すみません。この器械を4,000個買うという、たしか予算だったと思うのですが、結果的に4,000個、町に在庫が一旦はあったのですか。それで今の説明の数字になっているということなのでしょうか。

情報防災課長。

○庭田情報防災課長 お答えします。

個別受信機は4,500台を購入しております。もう一度申し上げますと、対象者数として4,422台を送付しております。実質配付数3,269台、返却数が1,153台ありまして、その返却した中からもさらに再配付等もありまして、現在の在庫数としては894台となっております。

以上です。

○平松委員長 ありがとうございます。

ほかに御質問ありませんか。

終わってよろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑を終わります。

以上で、情報防災課に対する審査を終了いたします。

情報防災課長、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

午後 2時32分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

江口委員から早退の届出が出ております。

次に、政策推進課の審査を行います。

政策推進課長、御苦労さまです。

資料の事業決算の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、政策推進課より、令和3年度の決算について御説明をさせていただきます。

政策推進課分の決算については、資料のとおりでございますが、令和3年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、内閣府から2億4,000万円を超える交付金をいただき、それぞれの担当課で30の事業を実施しております。一覧表として整理いたしまし

たので、最後に若干説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、共通様式に入ります。ナンバー1を御覧ください。決算書の60ページからでございます。総務費、総務管理費、広報費ですが、当初予算額1,612万1,000円、補正予算額は3月の整理予算で14万7,000円を減額し、予算現額は1,597万4,000円で、支出済額1,560万5,184円、執行率97.7%でございます。

主な事業費は、ななえ広報の印刷発行と配送となっております。内容については、記載のとおりでございます。

行政刊行物委託料については、毎月の広報誌を役場から各町内会の指定場所へ配送するシルバー人材センター分と各町内会が各戸配布する分の委託料となっております。

次にナンバー2、企画費でございます。決算書の68ページからです。当初予算額50万9,000円、補正予算額は3月の整理予算で5万2,000円を減額し、予算現額45万7,000円、支出済額は40万9,217円で、執行率は89.5%でございます。

主な業務は、企画事務に要する経費となっております。報償費は、七飯町まち・ひと・しごと創生総合戦略の事業評価のため、委員会開催に係る報償費3万5,500円でございます。負担金、補助金は、渡島総合開発期成会負担金をはじめとした期成会等団体への負担金です。

特定財源は、道から土地利用規制等対策事業交付金5万8,000円、案内図売買代金1,000円となっております。

次に、ページを開きまして、ナンバー3、まちづくり政策事業費でございます。当初予算額は319万1,000円、補正予算額は、6月に250万円の増額補正を行い、7月に174万3,000円の増額補正、3月の整理予算で201万円の減額で、予算現額551万9,000円、支出済額は547万5,906円、執行率は99.2%でございます。

主な事業内容は、まちづくりの政策事業となっております。移住・定住や、町内会、大中

山駅トイレの経費等です。男女平等参画審議会委員報酬は、委員9名分の報酬を支払いました。需用費については、大中山駅公衆トイレの消耗品、光熱水費等大中山駅公衆トイレの掃除等の管理委託料は例年と同じです。令和3年度は、結果として中止になりましたが、オリンピック聖火リレー関係の事業用消耗品費として9万4,600円を予備費から流用して支出しております。負担金、補助金及び交付金については、まちづくり政策負担金として5万円です。北海道移住交流協議会負担金となっており、例年のとおりでございます。活力あるまちづくり推進事業助成金は9件、82万4,832円でございます。七飯町町内会連合会補助金は例年どおり45万円でございます。コミュニティ助成事業については、軍川振興連合会のお祭り開催に伴う備品購入費として250万円を交付しています。

特定財源として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、20万5,000円を充当、地域女性活躍推進交付金として67万3,000円、企業版ふるさと納税寄附金額70万円を充当、コミュニティ助成事業分が全額250万円充当でございます。

次にナンバー4、交通対策事業費でございます。当初予算額は1,128万円、補正予算額は、3月の整理予算で392万8,000円減額し、予算現額735万2,000円で、支出済額が735万306円、執行率100%でございます。

北海道新幹線の事業推進と、建設促進期成会等の事業費、地域公共交通確保事業でございます。負担金及び交付金は、毎年かかる各種期成会の年間負担金です。七飯町地域公共交通活性化協議会負担金は、七飯町の公共交通を検討すべく令和2年度に設立した法廷協議会の負担金で、運営に必要な経費分388万円でございます。地域公共交通確保のための路線バスに対する補助金314万8,000円は、国・道の基準に合わせ、前年に引き続き函館バス2路線分となっております。

次に、ページを開きまして、ナンバー5の交

通対策事業費でございます。これは臨時交付金事業でございます。決算書の72ページからでございます。令和3年3月に補正予算で計上した額が457万6,000円、3月の整理予算で3,000円の減額、457万3,000円の予算現額に対して、支出済額は457万2,480円で、執行率は100%です。

内容は、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊する町の観光促進及び交通事業者への支援で、町内のバス、タクシー事業者及び函館バスの車両に大沼への観光誘客ステッカーを掲示し、併せて車内に移住促進パンフレットを設置してもらうことに対して広告料を支払う内容です。

事業費は、誘客促進ステッカーとパンフレットの印刷製本費に176万7,480円、役務費は280万5,000円で当初の予定より町内事業者の営業車両の台数が多かったことから、印刷製本費から3万3,000円を流用しています。

次に、ナンバー6の交流推進費でございます。決算書の76ページからです。本年度当初予算額80万8,000円で、補正予算額は、6月の補正予算で国際交流員の赴任旅費等90万8,000円増額、結果、コロナ禍により赴任できなかったため、3月の整理予算で赴任旅費と当初から計上していました国際交流員住宅借上料を合わせて125万8,000円の減額でございます。予算現額は45万8,000円で、支出済額は45万5,820円、執行率は99.5%でございます。

令和3年度の国際交流や国内交流事業は、コロナの影響により海外派遣が中止となりました。旅費については、5月に帰国された国際交流員の赴任旅費が22万4,320円、使用料及び賃借料ですがコンコードから来られていた、今帰任した国際交流員1名の不動産借上料と退去費用合わせて21万4,480円となっております。

次に、ナンバー7、国際交流公用車管理費でございます。当初予算額22万円、3月の整理予算で9,000円を減額し、予算現額は21万

1,000円で、支出済額20万4,012円、執行率96.7%でございます。内容については、記載のとおりでございます。

次に、ページを開きまして、ナンバー8、セミナーハウス指定管理費でございます。決算書76ページでございます。当初予算額3,198万7,000円で、3月の整理予算で5,000円の減額、予算現額は3,198万2,000円で、支出済額は3,198万1,150円、執行率100%となります。

指定管理委託料と玄関スロープ手すり等の修繕料、その他となっております。

次に、ナンバー9、統計調査費でございます。決算書の88ページからです。各種統計調査の調査費ですが、当初予算額111万2,000円、3月の整理予算で4万8,000円を減額し、予算現額106万4,000円、支出済額は106万3,133円、執行率99.9%となっております。

令和3年度は、学校基本調査と経済センサスとなっております。

特定財源ですが、この経費は、道から統計調査委託金として全額充当されてございます。

次に、様式2の説明をさせていただきます。

令和3年度予備費の充用です。令和3年6月13日に大沼公園で開催予定でありました東京オリンピック聖火リレー実施に伴う消耗品費として9万5,000円を予備費から充用しております。東京オリンピックについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況から開催されるかどうか不透明であったため、令和3年度当初予算への計上ではなく、予備費での対応を基本とすることとなっていたものでございます。購入したものは、聖火リレーの最終ランナーに伴走していただくサポートランナーとして大沼岳陽学校の児童生徒20名を予定しており、そのサポートランナーの方々に着ていただくサポートランナー専用のTシャツを購入したものでございます。

○平松委員長 課長、すみません。我々様式2が入っていないので、後で渡してください。

○花巻政策推進課長 その他の様式ですが、令

和3年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として、内閣府から2億4,000万円を超える交付金をいただき、それぞれの担当課で30の事業を実施しております。

5ページの中ほどに合計を記載しておりますが、令和3年度に完了した29事業の交付金充当事業の事業費実績比較合計は2億7,276万254円、右側の財源内訳の合計として、交付金充当額は2億4,040万5,000円、その他の国庫補助金は779万4,576円、一般財源の合計は2,456万678円でございます。また、その下になりますが、高度無線環境整備推進事業は、令和2年度からの繰越事業として令和3年度に完了したもので、この分の事業を含めると令和3年度の事業費実績額合計は2億7,688万8,254円、交付金充当額は2億4,453万3,000円、その他の報償金は、変わらず779万4,576円、一般財源の合計も2,456万678円でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

上野委員。

○上野委員 2点ほどお伺いします。

ナンバー3の委託料113万8,522円、これは生活困窮者女性とつながりサポート事業ということで実施された事業だということで、追加資料の一番最後にも入っております。これについてなのですが、生活困窮者、コロナ禍で女性がどのくらい被害を受けているかという実態も把握できていない状況の中で、実際はこういうサポート事業というのが取り組まれたわけです。

それで、これについての事業実施の成果といいますか、その辺のことにしましては、文書とか数字とかという形での報告が一切行われておりませんので、できれば、これからでもよろしいのですが、この事業がどのような内容で、どういう成果を上げたのか、女性に対してどのようなサポートを行ったのかというような報告を文書で上げていただきたいというこ

とでお願いいたします。

2点目は、追加資料の後ろから5枚目で、クーポン券の発行使用の件です。これは、コロナ対策の一環として行われた事業ではあるのですけれども、町は何回か、この事業を実施してきております。

それで、基本的に3地域に分けて同じ数のクーポン券を配付するという中身で行われてきたわけでありましてけれども、これに関しては、私も実施に関しては、地域の実態というか格差が人口の密度からいっても全然違う地域に同じような金額のクーポン券を使用するというのは問題があるのではないかという発言をしておりましたけれども、この数字がはっきりその実態を示しておきまして、特に大沼地区は、人口的にはほかの地域に比べると半分以下の地域になるわけですが、そこに利用されたクーポン券が、実際はやっぱりなかなか行くのも大変だというようなことで、使用の残の枚数が非常に多く、ほかの地域に比べると2倍以上使用されないで終わったと。それから、利用率に関しても5%近くその地域での利用が少なかったというような結果になりました。

それで、これに関しては……。

○平松委員長 上野委員、申し訳ないです。このクーポンに関しては、商工のところでも改めて御質問願えないでしょうか。

○上野委員 資料は商工用ですか。

○平松委員長 追加資料の一番左側に、商工観光課の所管ということになっていますので、こちらで説明を受けてもらいたいと。

○上野委員 では、そのときにやります。

○平松委員長 お願いします。

そうすると、先ほどの3番の12の内容だけでいいですね、委託料の件で。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 文書で提出ということでしたので、追加資料を作成して提出ということでしょうか。つながりサポートの、要は結果というか、実施状況ですね。（発言する者あり）今、口頭でお話するのではなくて、追加資料で後ほど提出ということ。

○平松委員長 口頭ではなくて、文書でおっしゃいましたよね、上野委員。

皆さんよろしいですか、追加資料ということ。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○平松委員長 では、期間中に提出願いたいと思います。

ほかにありませんか。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 1点だけ。コロナウイルスの創生臨時交付金の実績の関係ですけれども、最後のページ、交付金充当額2億4,453万3,000円という、一般財源が2,456万678円ということなのですが、通常、私の考えであれば、交付金で100%来るのではないかと思いますのですが、一般財源をこれだけ2,400万円出しているということは、逆に言えば、私から言わせれば、対象外経費が入って、要は交付金の対象外のお金を一般財源で出しているという私は捉え方しているのですが、実際の流れを見ても、全部一般財源が1割くらいずつ出ているということで、対象経費というのは一体何なのか。

私は、平成4年かな、この近くの交付金の流れを見ますと、全部交付金100%で法制だとかやっているということを考えると、令和3年度の一般財源の2,400万円の対象外経費というのは一体何なのか、そこら辺ちょっと説明をお願いしたいと思います。

○平松委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 対象外経費と申しますか、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の各市町に対する交付上限額というのが決まっております。それぞれの町で交付額を見て対象になる事業を、令和3年度については30やってございます。対象外経費というよりは、上限を超えた分を一旦財源から出しているというような考え方で御理解いただきたいと思うのですが。

以上でございます。

○平松委員長 田村委員。

○田村委員 そうすると、本来、限度額が100万円ですよということを110万円とか2

0万円出したという、そういう、例えばオーバーした分というのは、どういうものが想定されると。

例えばですよ、2億4,000万円交付充当額ありますと、うちの場合は2,400万円上乗せですから、本来は2億4,000万円の事業をしていくと、一般財源はほかの事業にも使えた、コロナ関連ではなくて、ほかの必要な部分にも使えたものを、あえて上乗せしていくということになれば、どういう上乗せしなければならない事業があったのか、一つか二つ教えてもらいたいと思うのです。

○平松委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 個別の事業で、この事業は交付金の限度額を超えても一般財源投入してでもやろうという考え方ではなくて、コロナの対策として、町として必要であろうというふうに思った事業をまず各課で考えて実施するというようになって、その事業費を積み上げていった額が、限度額に対して2,456万678円を超えていったという結果で、個別の事業について交付金の充当額で、交付金の限度額についてはそれぞれ個別の事業に大体応分に財政課のほうで充当していて、それぞれ一般財源で出している分についても、基本的には応分に割り振っているような形で、この事業については限度額を超えてでもやろうというふうな考え方ではなくて、必要であろうという事業を積み上げていった結果、全体の臨時交付金の限度額を超えたというような考え方でございます。

○平松委員長 どうですか。

田村委員。

○田村委員 ちょっと私、理解できないのですが、例えば2億4,000万円が交付額で、一般財源の持ち出しが2,400万円となっていますと、私から言わせれば、令和3年度ですから4年度に繰り越した分もありますよね、金額。コロナの交付金で。ですから、一般財源を使わなくても、要するに、次年度に繰り越した中で幾らでも私は対応できるのではないかと。ということと、先ほど言ったように、2,400万円という額は別なものに使えたのではないのか

ということを私は聞いているのですけれども。

○平松委員長 暫時休憩いたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時15分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

政策推進課長の答弁から入ります。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 貴重なお時間をいただいて大変申し訳ございませんでした。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の考え方について御説明をいたします。

交付金充当額2億4,040万5,000円は、令和3年度に七飯町に示された交付金の上限額でございます。事業を実施している30の事業の中に事業の対象外経費というものがあるわけではございません。この事業費2億4,040万5,000円を、例えば30の事業を実施した結果、この金額を下回ってしまうと、その差額については国に返還をすることになります。2億4,040万5,000円を全額きっちり使い切るためには、この金額を超えるような事業計画を立てて事業を実施しなければいけないものですから、2,456万678円という令和3年度当年分の一般財源の合計については、事業費の上限額を超えてやった分でございます。事業対象外経費ではございません。計画、運営は、交付金の充当額の上限を国に返すことなく無駄なく使うために、事業計画として上限額を超えて計画して実施した分が一般財源の合計ということになります。

以上でございます。

○平松委員長 よろしいですね。

ほかに御質問ありますか。

横田委員。

○横田委員 資料請求した企業版ふるさと納税なのですが、ここに4者入っているのですが、たしか一番最初の という会社は、男爵ラウンジの裏にできたものをやるところだと思ったのですよね。それから というのは、コンピュータのやつで前に七飯町の仕事を取っているようなところ、 も同じような感

じ。一番下に非公表希望者と書いているのですけれども、これは変な話だけれども、統一教会とかといういうことではないですよ。うちのそういうふるさと納税寄付をいただくときに、非公表というのは構わないのかというようにちゃんと規則があるのかどうかというのを教えていただきたいし、そういう、例えばうちの指名願いを出して、実際に入札に参加しているところもいいのかどうかというのをちゃんと整備されているのかどうかというのを教えていただきたい。

○平松委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず非公表希望の事業者については、特に寄付したことを非公表にするのはいけないとか、そういうことは特にうちで決めているわけではございません。

この会社が七飯町のために寄付をします。寄付はしてくれたのですけれども、七飯町に寄付をしましたということ、ほかの事業者については寄付いただきましたということでお礼をホームページのほうでも上げていますし、広報のほうでも上げています。ただ、非公表希望の事業者については、七飯町に寄付はしますけれども、七飯町に寄付をしたということで、うちのほうで名前を出して広報だとかホームページでありがとうございましたとお礼を掲載すると、そのことによって、この会社がほかの自治体とも付き合いがあったりする場合に、何で七飯町だけというふうなおそれもあるんで、名前については匿名にしていきたいということであって、別に非合法の会社であるとかということではございません。

については、たまたま社長が、たしか七飯町の出身の方だということで、温泉施設とは多分関係ない会社ではないかなと思うのですけれども、指名願いが出ている出ていないにかかわらず寄付をしていただけることは可能です。ただ、指名願いが出ていれば寄付できないとか、出ていれば寄付できるとか、そういう規定を整備しているかどうかというお尋ねについては、そういう規定を整備していることはございませんが、制度として、例えば指名願いが出ている会社でも、普段付き合いがある会社でも、企業版ふるさと納税はすることは可能でございます。

以上でございます。

○平松委員長 横田委員。

○横田委員 何か一つ回答が来なかったような気がするのですけれども。

という会社は、七飯町の大中山に営業所を持っていますよね。そういうふうにやっているということは、何らかの関係があったのかなというふうには思うのですけれども、そこは違うというのでしたら、いいのですけれども。

もう1点言ったのは、とか というのは、指名願いが出ていたり、実際に入札にも参加していたから、そういうのは、どうしても元々そういういい金額で落として御寄付するよというような変なものが入っている可能性があるんで、なるべくそういうのは馴染まないのではないですかということをおっしゃっているのですよね。

だから、そういうところをきちっと、例えば企業版のふるさと納税をやるときには、そういうものをきちっと整備する必要があるのではないかと思いますので、その辺もう一回。

それから、非公表希望者というところは、そういうふうな考え方だったら、社長個人で、個人のあれでやったらよかったのではないかと思いますよ。出すのがどうのこうのとか、普通はこういうふるさと納税をやるところは寄付金扱いにしたい、非課税にするので課税を落としたいというのが形だから、だからそのところを、去年からやり始めたばかりだと思うのですけれども、そのところを整備する考えがないかどうか、もう一度お願いします。

○平松委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それではお答えをさせていただきます。

今おっしゃられたとおり、町と付き合いのある企業からの企業版ふるさと納税については、先ほど申し上げましたが、制度としては特に問題はないのですけれども、今おっしゃられたように、倫理的に問題があるのかもしれないという御指摘は理解しますので、町として、現在はまだそういう整備をしてはしないのですけれども、今後この事業を続けていくに当たりましては、検討はさせていただきます。ありがとうございます。

なお、非公表の事業者でありますけれども、当然ちゃんと寄付をいただいたという証明書は会社などで発行していますので、向こうの事業者ではちゃんと税務控除は受けられておられますので、その点は申し添えておきたいと思います。

以上でございます。

○平松委員長 ほかにありますか。

池田委員。

○池田委員 1件だけ。新型コロナウイルス感染症の交付金の参考資料の3の5ページ、大沼ネイチャーセンター環境整備ということで、これはコロナに関係あるのでしょうか。

これは、ここでなく違うほうで言えばいいですか。

○平松委員長 これは、環境生活課ですね。

○池田委員 生活課のほうで言えばいいですか。ただ、これに資料に書いているから、今言ったのですけれども。

○平松委員長 これは、政策推進課で答えられる……。 (発言する者あり)

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 ネイチャーセンターの事業につきましては、国庫補助金のところにも数字が入っているのがお分かりかと思うのですけれども、これはテレワークの推進交付金という別の交付金も入ってございまして、テレワークの推進はコロナの感染防止の対策になるということで、この交付金の対象事業については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業になりますというふうに国から示されておりますので、こちらの交付金も併せて使わせていただいております。

以上でございます。

○平松委員長 池田委員。

○池田委員 今の説明で分かりました、ありがとうございます。

○平松委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

○若山副委員長 2か所ほどちょっと確認させてください。

まずナンバー1のところ、広報費のところの特定財源として、予算よりも決算額のほうが多く

なっているのですけれども、これは、今後とももう少し増やそうと思えば増やせるような見込みがあるのかどうか、そこのところをちょっと教えていただきたい。

それと、七飯広報印刷製本費で、毎月部数が微妙に調整されているのですけれども、これは経費削減のためにぎりぎりの数をそれぞれはじき出しているのかどうかというところを確認したい。

それと、一番最後に載っていた日本広報協会負担金1万5,000円とあるのですけれども、予算のときに質問すべきものなのかもしれないのですけれども、これは予算どおり執行しているのですけれども、効果があるのかどうか、こういうところにやっぱり加盟しなければいけないものなのかどうか、その辺のところを教えてください。

それと、ナンバー5のところ、交通対策事業費(臨時交付金事業)として、ステッカーの作成ということで上がっているのですけれども、ステッカーというのは前にもちょっと確認したことがあったのですけれども、何種類とか、1種類だけ作ってあれしたのか。効果というのですかね、感じだけでも構わないのですけれども、どのような効果を上げたのかどうかというか、こういうところでこういうのをやってもあまり成果というのは難しいのかなと思うのですけれども、その辺のところのやってみた後の評価というのですか、そこそこを感じだけでも構わないので教えてください。

以上です。

○平松委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 それでは、順次お答えをします。

まず、広報費の雑入の刊行物広告掲載収入料ですが、予算額より決算額のほうが多くなっているのですけれども、こちらにつきましては、今年度の決算額も実は前年度に比べて40万円ほど下がっております。やはりコロナの影響もあって広告出してくださる企業の景気、不景気もあって、確実に見込めるぐらいの金額をまず予算額として計上させていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

また、広報の印刷部数が毎月上下があるのは、

まさにおっしゃるとおりで、町内会から毎月何部増えましたとか、何部減りましたとかと、移動があったところは連絡があります。それを集計しまして、基本的には50部ほど余裕分を設定した上で毎月印刷部数を決めておりますので、部数に毎月差があるということでございます。

広報協会の負担金につきましては、やはり広報を発行するに当たって、いろいろな情報であるとか素材であるとか、そういうものも提供していただけますし、よその町の傾向であるとか、今こういう作り方があるとかという最新の情報も得ることができますので、やはり広報誌作成に当たっては、非常に参考になる団体ですので加盟をさせていただいております。

次に、まずステッカーですが、バスとタクシーでサイズを変えてございます。サイズも変えてございますし、柄も変えております。特にバスにつきましては、内部に乗った方はQRコードで「大沼沼」というアプリに連動できるような形のQRコードと、大沼の美しい自然の写真が見えるような形になって、外部から見たシールについては、遊びに来てね大沼公園というポロトポイントのキャラクターがついた、割と遠くから見ても見やすいような柄にしております。タクシーについては、当然バスよりも窓のサイズが小さいので、それに合わせて小さくしていますし、タクシーは割と客待ちしているときに外のお客さんが近くで見られるということもあるというふうな判断から、表も裏も同じような柄で設定してございます。

効果としましては、ステッカーを見たからとか、バス、タクシーのステッカー見たからどうですよという反響は、うちには直接届いていませんけれども、やはり観光で来られる方、あと大沼交通のシャトルバスにも貼っていますし、函館バスの系統にも貼っております。なるべく多くの方が乗るような系統を、函館バスについては函館バスにお願いして、特に観光客の方が多く乗るような系統を選んで貼っていただいております。効果はあったのだろうと思っております。

また、併せまして、パンフレットも設置していただいております。交通機関の車内に設置する以外に、駅であるとかフェリー乗り場である

とか空港であるとか、そういうところにもパンフレットを実は置いてございまして、何件かですけれども、函館駅でパンフレット見たのですけれどもとか、空港でパンフレット見たのですけれどもということで、移住・定住の相談のお電話が当課に入った実績はございます。

以上でございます。

○平松委員長 ほかに質問なければ終わりますが、よろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、質疑を終ります。

以上で、政策推進課に対する審査を終了いたします。

政策推進課長、御苦労さまでした。

引き続き、税務課の審査を行います。

税務課長、御苦労さまです。

資料の事業決算書の具体的な内容については、特段の説明がない限り、「記載のとおり」でよろしいです。

それでは、決算書及び提出資料に基づき説明をお願いいたします。

税務課長。

○佐藤税務課長 それでは、税務課所管の令和3年度決算について御説明いたします。

共通様式ナンバー1、事業名、税務総務費です。まず最初に、事業の説明となりますが、税務総務費につきましては、令和2年度まで税務総務費(課税)と(納税)の二つの事業としておりましたが、事業予算の整理に伴い、令和3年度より税務総務費(納税)事業の内容の分は、ナンバー3の事業名、徴収事務費に変更となっております。

それでは、税務総務費について御説明いたします。当初予算額886万3,000円、補正予算額394万1,000円、予算現額1,280万4,000円に対しまして、支出済額1,035万4,723円、不用額244万9,277円、執行率は80.9%でございます。

特定財源の歳入は、税務手数料148万5,900円となっております。

補正予算、事業目的、主な支出は、記載のとおりでございます。

予算流用につきましては、委託料3万5,000円、オンライン会議への参加負担金3,000円が予算不足となり、計3万8,000円を旅費より流用しております。

22節償還金、利子及び割引料では、不用額が188万5,718円となっておりますが、こちらは過年度還付金の不用額となります。例年ですと件数が多い町民税の修正申告による還付等が発生した際に、町民の皆様への還付処理を迅速に行うため見込額にて増額補正しておりましたが、令和3年度は還付の件数、金額が少なかったため、決算額が大きく下回ったことによる不用額となりますので、御理解願います。

続きまして、ナンバー2、事業名、賦課事務費です。当初予算額651万4,000円、補正予算額マイナス7万7,000円、予算現額643万7,000円に対しまして、支出済額602万7,295円、不用額40万9,705円、執行率は93.6%でございます。

補正予算、事業目的、主な支出は、記載のとおりでございます。

不用額の多い項目は、12節委託料が40万5,762円となっており、こちらは、給与支払報告書等入力業務委託料の執行残でございます。委託した給与情報等の入力が終了し、委託料が確定するのが3月末であるため、整理予算での計上が困難でありますので御理解願います。

続きまして、ナンバー3、事業名、徴収事務費です。当初予算額647万2,000円、予算補正なし、予算現額647万2,000円に対しまして、支出済額631万6,433円、不用額15万5,567円、執行率は97.6%でございます。

事業目的、主な支出は、記載のとおりでございます。

新規の項目といたしまして18節負担金、補助及び交付金の中に渡島・檜山地方税滞納整理機構負担金143万円がございました。こちらは、冒頭に御説明いたしました税務総務費（納税）事業から移行したものととなります。

不用額の多い項目といたしまして、11節役

務費の11万368円は、口座振替及び郵便振替手数料となり、下半期分の支払金額確定が令和4年4月となったため、減額補正はしておりませんので御理解願います。

ほか、過年度還付金として7,000円を需用費より流用しておりますが、こちらは過年度の延滞金を還付したものととなります。

共通様式の事業決算別の説明は、以上となります。

次に、当初要求のありました資料について御説明いたします。

様式6、その他の契約でございます。

1行目の固定資産土地評価業務は、令和6年度の評価替えのための業務で、資産評価の見直し、評価額の解析を行い、既存システムに反映させるものです。令和5年度までの債務負担行為による3年契約となっております。

2行目の住民税課税資料入力及びデータ変換業務については、給与支払報告書等の紙による資料を電子データとして入力し、確定申告システム用データに変換するものです。契約内容は、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に、様式7、町単独補助金の状況でございます。納税貯蓄組合が13組合ございまして、役場職員のみで構成される1組合を除いた12組合に継続事業として補助金を支出しております。一般会計分の補助金が21万8,250円、国民健康保険特別会計分の補助金額が8万1,500円となっております。

なお、この納税貯蓄組合制度につきましては、全組合の組合長と協議の結果、個人情報保護に観点や組合員の高齢化などの理由により、令和3年度をもって解散しております。

○平松委員長 税務課長、ちょっとすみません。

暫時休憩をいたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時39分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

税務課長より、皆さんにお話があります。

税務課長。

○佐藤税務課長 監査委員用の資料の説明を長々と説明してしまいまして申し訳ありません。共通様式以降の資料について説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

様式3になります。令和3年度収入未済額の状況となります。ナンバー1から順番に税目ごとに書かれております。

次に、様式4になります。令和3年度不納欠損処分状況となります。これも、資料のとおり税目ごとに書かれております。ナンバー1からナンバー6までございます。

それでは、決算審査提出追加資料について御説明いたします。

1枚目が令和3年度徴収実績を一覧表でお示ししておりますが、前年度との対比で御説明してまいりますので、ページをめくっていただき、2枚目の資料1を御覧ください。

上部枠外に記載のA欄は現年課税分、B欄は滞納繰越分、C欄は合計となっております。税目別に現年分、滞納繰越分を前年度と比較して説明してまいります。

左側枠外に記載した番号2番は、個人町民税になります。A列、現年課税分の調定、収入はともに増加しており、徴収率は0.2ポイント上昇し、99.3%でございます。B列、滞納繰越分の調定は減少、収入は増加しており、徴収率は3.3ポイント上昇し、44.8%でございます。

3番は法人町民税になります。A列、現年課税分の調定、収入はともに増加しており、徴収率は0.1ポイント上昇し、99.9%でございます。法人町民税が大幅に調定増となった理由は、新型コロナウイルス感染症による経済停滞が令和2年度の各企業の業績に大きな影響を与えましたが、令和3年度については、全方位的に落ち着き、国による各経済対策の効果などが反映されたことと考えられます。B列、滞納繰越分の調定、収入はともに減少しており、徴収率は5.6ポイント下降し、45.5%でございます。

5番、固定資産税の純固定資産税になります。A列、現年課税分の調定、収入はともに減

少しておりますが、徴収率は1.4ポイント上昇し、99.2%でございます。調定が減った主な要因としては、令和3年度に評価替えが行われたこと、また新型コロナウイルス感染症関連の支援策として事業収入が減少した中小企業及び小規模事業者に対し、令和3年度のみ家屋及び償却資産に係る固定資産税を減免する措置を行っていることが要因となり、調定減に伴って収入も減少しております。コロナ関連支援策として減免し減収となった固定資産税については、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金として全額補填されており、4,329万円の歳入となっております。B列、滞納繰越分の調定、収入はともに増加し、徴収率は13.2ポイント上昇し、33.6%でございます。調定、収入が大幅に増加した理由は、令和2年度に新型コロナウイルス関連対策として、国の特例措置により徴収猶予となった固定資産税のうち、納期限が令和3年6月以降に延長され納付していただいた分が令和3年度滞納繰越分の収入となるためでございます。この分の金額としては、約1,581万円となっております。

6番、固定資産税の後納付金でございます。官公庁が所有する固定資産に対し配分されるものですので、徴収率は100%となり、未納はございません。

7番は軽自動車税でございます。A列、現年課税分の調定、収入はともに増加し、徴収率は変わらず99%でございます。B列、滞納繰越分の調定、収入はともに減少しましたが、徴収率は3.6ポイント上昇し、35.6%でございます。

8番、たばこ税でございます。A列、現年課税分の徴収率は毎年100%となっておりますが、値上げに比例した増税で、金額は増加となっております。

9番は入湯税でございます。A列の現年課税分、徴収率は100%となっており、令和2年度と比べれば金額は僅かに増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度が令和元年度と比べて大幅に減少し

ており、令和3年度も継続して減少している状況でございます。

10番、令和3年度の合計でございます。町税全体の徴収率ですが、一般税全体では、A列徴収率の一番下になります、現年課税分は0.7ポイント上昇し、B列、滞納繰越分も9.7ポイント上昇しており、C列、徴収率の合計は0.9ポイント上昇の97.5%でございます。

町税収入額の合計は30億1,338万5,156円で、前年度より5,532万2,876円の増となっております。

続きまして、特別会計の国民健康保険税ですが、ページをめくっていただき、3枚目の資料の上段を御覧願います。上段の一番下は、合計欄となり、現年課税分の調定、収入はともに増加しており、徴収率は0.6ポイント上昇し、96.6%でございます。滞納繰越分の調定、収入はともに減少し、徴収率は3.1ポイント上昇し、41.5%でございます。国民健康保険税は、現・滞合わせて、徴収率は1.7ポイント上昇し、92%でございます。

次に、認可保育所保育料ですが、同じページの中段を御覧願います。一番下の合計欄になります。現年課税分の調定、収入はともに減少しており、徴収率は1.3ポイント上昇し、99.9%でございます。滞納繰越分の調定は減少、収入は増加し、徴収率は11.1ポイント上昇して、17.8%でございます。認可保育所保育料は、現・滞合わせて徴収率は3.2ポイント上昇し、93.2%となっております。

次に、町営住宅使用料と町営住宅駐車場使用料ですが、同じページの下段を御覧願います。町営住宅使用料の徴収率は、現年課税分0.4ポイント上昇し、99.5%、滞納繰越分は69.5ポイント下降し、27.6%でございます。町営住宅駐車場使用料の徴収率は、現年課税分0.3ポイント下降し、99.1%、滞納繰越分は41.8ポイント下降し、58.2%でございます。

続きまして、資料の4枚目から6枚目には、町税の令和3年度における収納状況と、過去5年間の推移及び徴収実績を掲載しております。

まず初めに、資料の4枚目の収納状況ですが、上段右端の収納率合計は0.9ポイント上昇し、97.5%となります。全体として、滞納繰越分の町税の徴収率が9.7ポイント上昇しており、要因といたしましては、先ほど固定資産税の部分で説明いたしましたように、令和2年度に国の特例措置により徴収猶予となった町税の納期限が令和3年6月以降に延長された分が滞納繰越分となり納付いただいたことから相対的に徴収率が上昇したものと思われま。しかしながら、それ以外の滞納繰越分は、一定の整理が既に終了している分もありますので、今後も徴収率は横ばいもしくは若干下がる傾向になると思われま。

次のページ、資料の5枚目は、近隣市町の実績比較でございます。七飯町の徴収率は昨年度のみ2位となりましたが、再び1位となっております。

次のページ、資料の6枚目は、収入未済額、徴収率の推移でございます。左側は国保税を含まない表、右側は国保税のみの表となっております。昨年度比の徴収率は、町税が0.9ポイント上昇、国保税は1.7ポイント上昇となっております。

続きまして、次のページ、資料の7枚目では、令和3年度に実施した差押えの種類及び金額等を掲載しております。右端の一番下の合計欄ですが、充当額は765万1,325円となっております。今後の傾向としては、一定の滞納者の債権整理が終了していき、差押え実績は低下していくこととなります。

次のページ、資料の8枚目には、渡島・檜山地方税滞納整理機構の委託内容と実績を掲載しております。七飯町分全体の欄を御覧願います。

令和3年度では、1,459万4,715円の引継滞納額に対し、898万9,675円の収入実績となり、徴収率は61.6%となっております。その他、記載はしていませんが、延滞金として281万1,495円の収入となっております。延滞金を含めた実績額は1,180万1,170円となります。令和3年度の負担金合計額

は286万円でありますので、負担金より890万円以上多い収納となったところでございます。

次のページ、資料の9枚目は、滞納整理機構の収入決算額の税目別の状況と収入率となっております。

以上で、税務課所管分の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○平松委員長 ありがとうございます。

これより、質疑を行います。

副委員長。

○若山副委員長 徴収率が非常に高いので安心して聞いていられたのですけれども、資料も見方だけ一つ教えてください。

後ろのほうから数えて、3枚目になるのですかね、令和3年度差押え種類及び金額という資料があって、預金、貯金で154件、差押え額が2,212万6,832円とあるのですけれども、充当額のほうを見ると459万4,731円というのは、差押え額は2,200万円あったけれども、税金の押さえたのは459万4,000円ということでしょうか。そのほかは開放するというか、当町が取るものがないというか、抑えた金額と実際に充当する対象額のあれがこれだという、そういうふうに給与にしても、年金にしても、生命保険にしても、そういうふうに見ていけばいいということでしょうかだけ教えてください。

○平松委員長 税務課長。

○佐藤税務課長 若山委員のおっしゃるとおり、左側の種類と件数、金額があるところが実際に預金、貯金を差し押さえた額となりまして、充当額のほうがその中から未納の税金に充当した額となりますので、そのとおりでございます。

以上です。

○平松委員長 ほかにありませんか。

上野委員。

○上野委員 ちょっとお伺いしたいのですけれども、まず徴収未済額の件に関してですけれども、令和3年は1,056万円の収入未済額があったということですが、滞納金徴収の取組状況について分かるように説明いただきたいのですけれども。

従来、例えば徴収員が徴収したり、今回は滞納整理機構への依頼が非常に増えて、626件も令和3年は整理機構に依頼しているというようなことになっておりますけれども、実態といたしますかどういふ状況になっているのか。特に整理機構への依頼の条件というのはあるのかどうか、その辺について1点目お伺いします。

2点目です。住宅使用料に関して、1件だけ76万1,800円という滞納がありました。これのこれまでの滞納の年数の実態だとか、今後の対応だとか、今後もしようがないということになるのか、その辺について2点目にお伺いしたいと。

それから、不納欠損するわけですけれども、どういう条件で不納欠損というのはいされるのか、これについてお伺いします。

○平松委員長 税務課長。

○佐藤税務課長 それでは、1点目の質問に対してですけれども、徴収の仕方についてということで、まずは納期限を過ぎても納付がない場合は督促状、それから、その次の段階として催告書を送付いたします。それから、その後何にも連絡がないとか分納の連絡とか納付の相談がない場合は、本人の預貯金だとか、差押えの閲覧表にあったように、財産があるかどうか確認しまして、差押えしますよという予告の通知を出しまして、御本人から納付があれば差押えはしないのですけれども、何も連絡もなくずっと未納になっている状態になれば、差押えに着手するという形になります。

滞納整理機構のほうに移管している分になるのですけれども、町のほうでも手を尽くして財産を調べて、差押えできるところまで差押えしたけれども、その後、もう何も差押えるものもなくて、本人と連絡を取っても全然払ってもらえないという悪質なものに対して、滞納整理機構に移管するとしております。

2点目なのですけれども、住宅使用料の未納になるのですけれども、基本的に住宅使用料を払ってもらえないということになれば、最終的には退去してもらおう形になりますので、そういうことを事前によく入居者とお話をして、出ていかなくてもいいよということになるべく払ってもら

のですけれども、全く連絡をしても全然応答がなかったり、差押えするものもなく住宅料に充当もできないということになれば、最終的には退去してもらおうという形になると思います。

不納欠損について、不納欠損の条件が地方税で定められているのですけれども、2種類ありまして、先ほど不納欠損のところちょっと触れたのですけれども、地方税法第15条の7の4項というのがありまして、滞納処分の執行停止してから3年継続するものと、地方税法15条の7というのがありまして、滞納処分の執行停止に係る即時消滅というのがあります。内容としましては、滞納者に財産がない場合、それから生活困窮な場合、あと居所、財産が全く不明な場合の滞納者が該当になります。

生活困窮というのが、七飯町の内部で基準を定めておりまして、法に基づいて事務処理をする職員が分かりやすいように平成29年に基準をつくっておりまして、生活困窮というのいろいろな広い意味で捉えられるものですから、国の国税徴収法の基準にものっとって町の中で基準を定めているのですけれども、生活保護を受給されている方、それから滞納処分を執行することによって、滞納者が生活保護の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になるおそれがある場合、それと滞納処分を執行することによって、当町の滞納処分を契機としてほかの債権者の権利実行により債務超過が、今まで分からなかった債務が明らかになって廃業または破産を余儀なくさせるような状況になってしまう場合が、生活困窮という形で不納欠損の条件としております。

以上でございます。

○平松委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 それでは、質疑を終わります。

以上で税務課に対する審査を終了いたします。

税務課長、御苦労さまでした。

暫時休憩をいたします。

午後 4時01分 休憩

午後 4時03分 再開

○平松委員長 休憩前に引き続きまして、再開をいたします。

お諮りいたします。

本日本日予定していた審査は、全て終了いたしました。

本日は、これをもって終了したいと存じますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○平松委員長 御異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって終了いたします。

御苦労さまでした。

午後 4時03分 散会

